

1.3.3 知的財産権訴訟

本件調査期間における知的財産権訴訟の平均審理期間（12.1月）は、民事第一審訴訟事件全体（7.8月）の約1.6倍であるが、平成9年の知的財産権訴訟の平均審理期間（25.1月）のおよそ半分となっている。また、知的財産権訴訟の人証調べ実施率は、民事第一審訴訟事件全体を大きく下回っており、平均人証数も少ない。

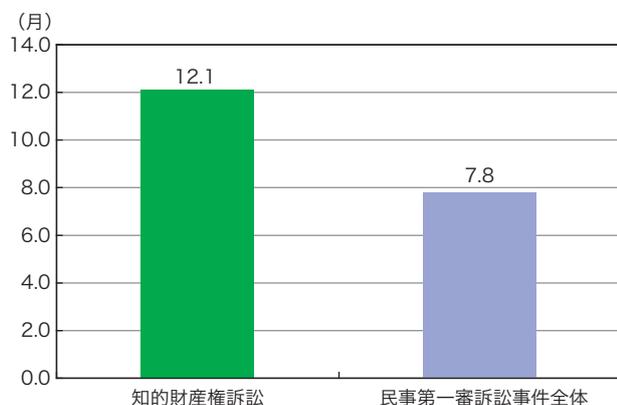
人証調べに関する統計データからは、知的財産権訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、人証調べを実施する事件では、おおむね集中証拠調べが行われていることが裏付けられていると考えられる。

知的財産権訴訟の上訴率は44.3%であり、民事第一審訴訟事件全体の上訴率の約2.6倍である。また、知的財産権訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は限られたものとなっている。

○ 概況

本件調査期間における知的財産権訴訟の平均審理期間は、12.1月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.6倍となっている（【図106】。第1回調査期間の既済事件では14.1月。第1回報告書98頁【図122】参照）。また、知的財産権訴訟では、審理期間が6月以内の事件が32.3%と最も多く、2年を超える事件は9.6%である（【表107】。第1回調査期間の既済事件では、審理期間が6月以内の事件が29.9%、2年を超える事件が12.5%。第1回報告書98頁【表123】参照）。

【図106】 平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



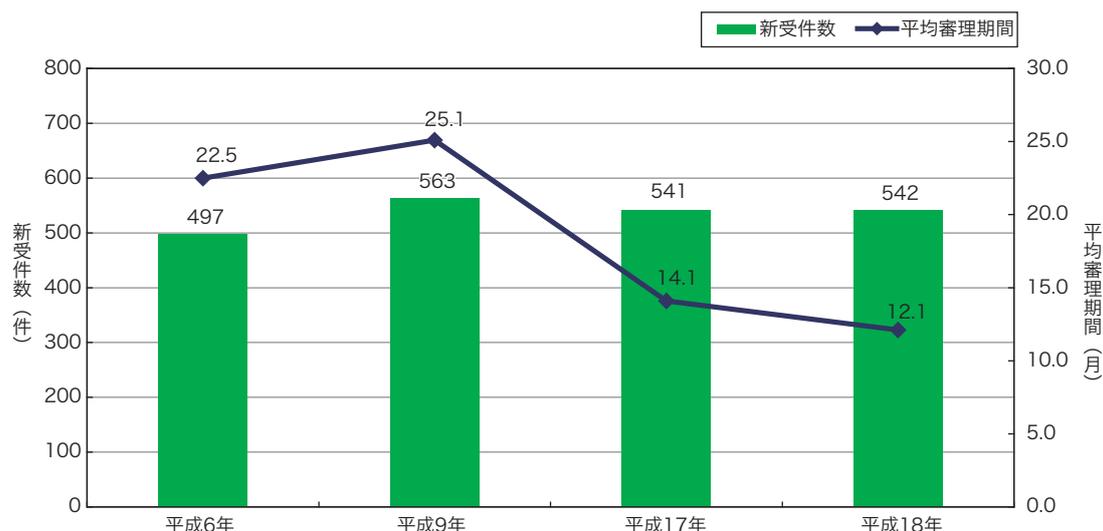
【表107】 審理期間別の事件数及び事件割合（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

事件の種類		知的財産権訴訟	民事第一審訴訟事件全体
事件数		617	143,321
審理期間	平均審理期間(月)	12.1	7.8
審理期間別事件数	6月以内	199 32.3%	91,639 63.9%
	6月超1年以内	193 31.3%	23,547 16.4%
	1年超2年以内	166 26.9%	20,204 14.1%
	2年超3年以内	39 6.3%	5,380 3.8%
	3年超5年以内	19 3.1%	2,163 1.5%
	5年を超える	1 0.2%	388 0.3%

II 民事訴訟事件に関する分析

【図108】は、知的財産権訴訟の新受件数及び平均審理期間の経年推移を示したものである。これを見ると、新受件数には大きな変化はない。これに対し、平均審理期間は、平成9年から大幅に短縮化している。すなわち、平成9年の知的財産権訴訟の平均審理期間（25.1月）は、同年の民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（10.0月）の約2.5倍であったが、平成18年（本件調査期間）の知的財産権訴訟の平均審理期間（12.1月）は、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.6倍にとどまり（【図106】）、また、平成9年の知的財産権訴訟の平均審理期間（25.1月）のおよそ半分となっている。

【図108】 新受件数と平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



人証調べについて見ると、【表109】によれば、本件調査期間における知的財産権訴訟の人証調べ実施率は10.2%（第1回調査期間の既済事件では12.5%。第1回報告書101頁【図136】参照）と、民事第一審訴訟事件全体（18.9%）を大きく下回っており、平均人証数も0.3人（第1回調査期間の既済事件では0.4人。第1回報告書101頁【図135】参照）と、民事第一審訴訟事件全体（0.5人）より少ない。知的財産権訴訟の人証調べ実施率が低く、平均人証数が少ないのは、同訴訟においては、技術的事項についての認定や理解が必要となる争点が多く、その立証が主として書証により行われているからではないかと考えられる（第1回報告書102頁参照）。もっとも、人証調べを実施した事件の平均人証数は、知的財産権訴訟（3.0人）と民事第一審訴訟事件全体（2.8人）とで大きな差はない（【表109】）。

【表109】 人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

事件の種類		知的財産権訴訟	民事第一審訴訟事件全体
人証調べ	人証調べ実施率	10.2%	18.9%
	平均人証数	0.3	0.5
	平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.0	2.8

○ 人証調べに関する状況

知的財産権訴訟においても、「人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数」のデータを把握することが可能になったので、追加されたデータ項目により新たに明らかになった部分に重点を置きつつ、知的財産権訴訟における人証調べと審理期間との関係について検討することとする（この項においては、特に断らない限り、人証調べを実施した知的財産権訴訟を対象として検討する。）。

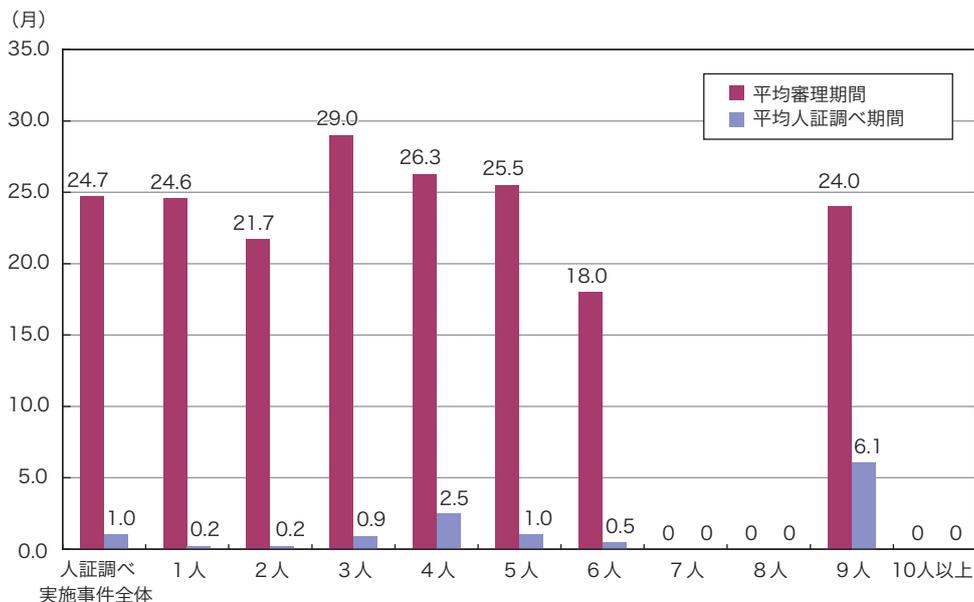
（人証調べ期間と審理期間等との関係）

人証調べを実施した知的財産権訴訟と審理期間との関係を見ることとするが、知的財産権訴訟では、本件調査期間の既済事件のうち、人証調べを実施した事件は63件にとどまるため、統計的な価値に限界があることには留意する必要がある。

まず、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図110】によれば、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均審理期間は24.7月であり、知的財産権訴訟全体の平均審理期間（12.1月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は18.8月である）。また、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均人証調べ期間は1.0月と民事第一審訴訟事件全体（0.9月）とほぼ同じであり、その平均審理期間（24.7月）に対する割合は4.0%にとどまっている（民事第一審訴訟事件全体の4.8%よりも低い）。

なお、【図110】では、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図18】）のように、人証数が多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長いという傾向を見いだすことはできない。これは、上記のとおり、知的財産権訴訟においては、人証調べを実施した事件数が少ないため、個別の事件の特性が各統計データに強く影響を及ぼしたためであると考えられる。もっとも、いずれの人証数においても、平均人証調べ期間の平均審理期間に対する割合は低いことから、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないと考えられる。

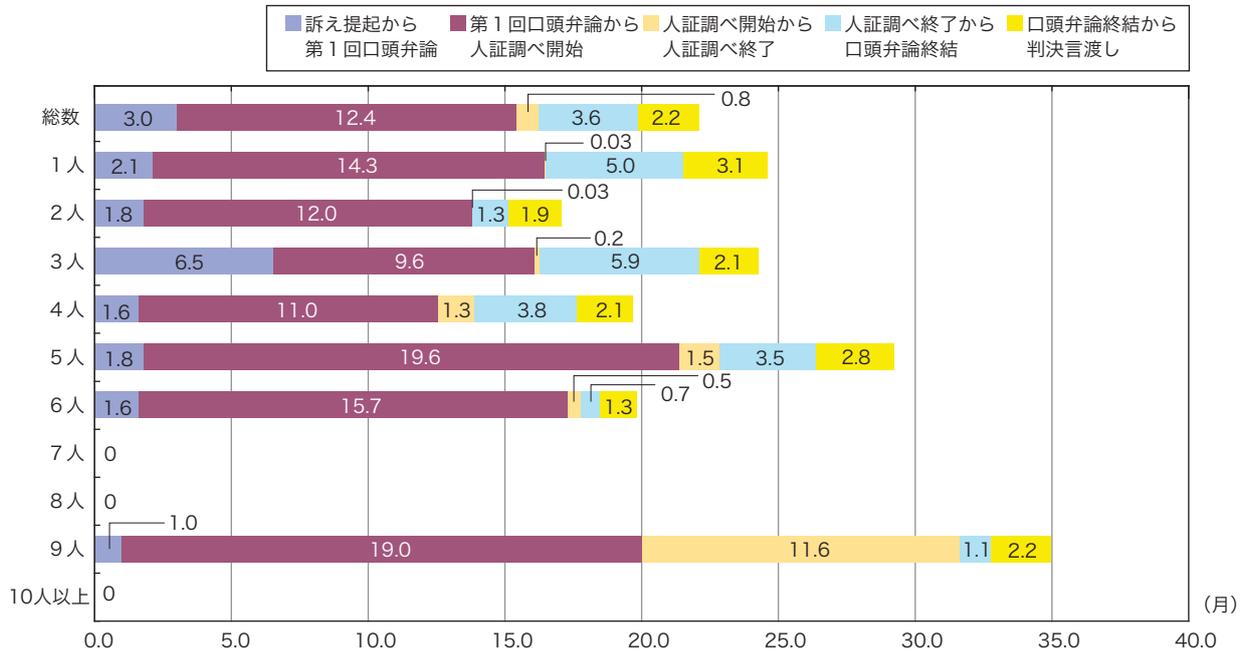
【図110】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間（知的財産権訴訟）



次に、人証調べを実施し判決で終局した知的財産権訴訟について、各手続段階ごとの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、人証数別に示したものが【図111】であり、審理期間別に示したものが【図112】である。これらによれば、知的財産権訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図20】及び【図21】）と同様、総じて、争点整理期間の割合が大きく、人証調べ期間の割合が小さいという傾向があり（人証数が9人の事件の人証調べ期間の割合が大きくなっているが、対象事件数が1件であり、個別事件の特性によるものと考えられる。）、審理期間の長期化に影響を及ぼす要因としては、人証調べ期間の比重は小さく、争点整理期間の比重が大きいものと考えられる。知的財産権訴訟における人証調べ実施率が低いことにかんがみ、人証調べを実施しない事件を含めて判決で終局した知的財産権訴訟全体について審理期間別に手続段階別期間を示す【図113】を見ても、【図112】と同様の傾向がうかがわれる。

なお、【図112】及び【図113】を見ると、審理期間が3年を超えて5年以内の事件について、人証調べ終了から口頭弁論終了までの期間が相当長くなっているが、これは、対象事件数が、【図112】では5件、【図113】では7件にすぎないため、個別の事件の特性が、これらの統計データに強く影響を及ぼしたためであると考えられる。

【図111】 人証調べを実施して判決で終局した事件における人証数別の各手続段階の平均期間の状況
(知的財産権訴訟)

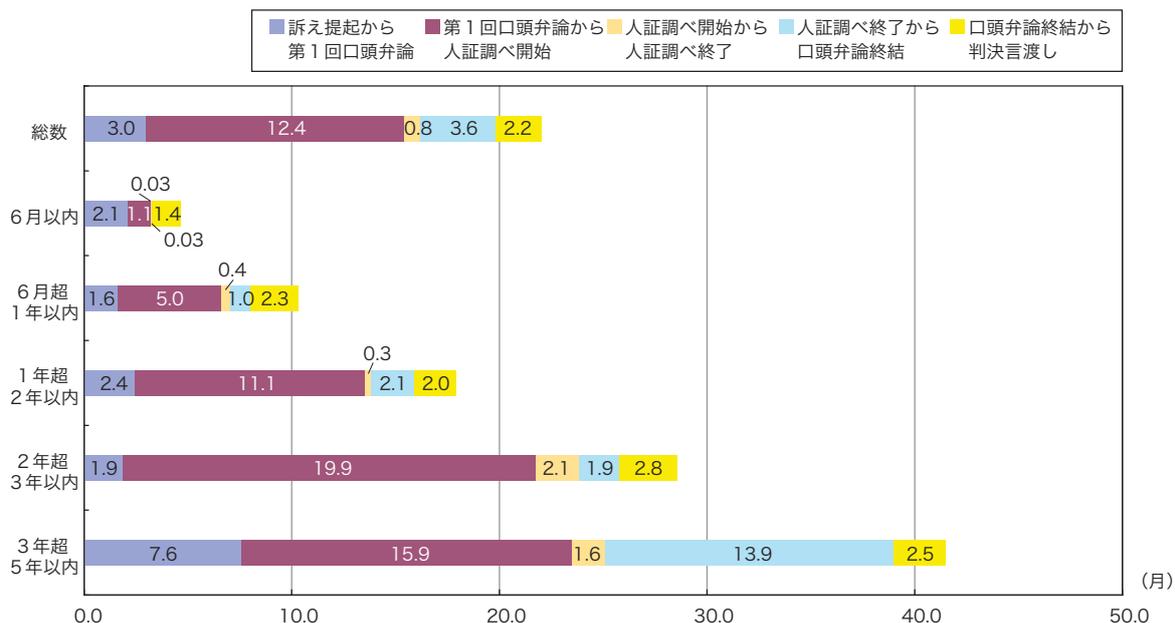


人証数	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	34	3.0 13.7%	12.4 56.2%	0.8 3.7%	3.6 16.4%	2.2 10.0%	22.1 100.0%
1人	4	2.1 8.6%	14.3 58.3%	0.03 0.1%	5.0 20.5%	3.1 12.4%	24.6 100.0%
2人	9	1.8 10.6%	12.0 70.3%	0.03 0.2%	1.3 7.6%	1.9 11.3%	17.1 100.0%
3人	9	6.5 26.9%	9.6 39.5%	0.2 0.7%	5.9 24.1%	2.1 8.9%	24.3 100.0%
4人	7	1.6 8.2%	11.0 55.7%	1.3 6.5%	3.8 19.1%	2.1 10.4%	19.7 100.0%
5人	3	1.8 6.2%	19.6 67.0%	1.5 5.1%	3.5 12.1%	2.8 9.7%	29.2 100.0%
6人	1	1.6 8.1%	15.7 79.2%	0.5 2.5%	0.7 3.5%	1.3 6.7%	19.8 100.0%
7人	0	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
8人	0	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
9人	1	1.0 2.9%	19.0 54.4%	11.6 33.2%	1.1 3.2%	2.2 6.3%	35.0 100.0%
10人以上	0	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

II 民事訴訟事件に関する分析

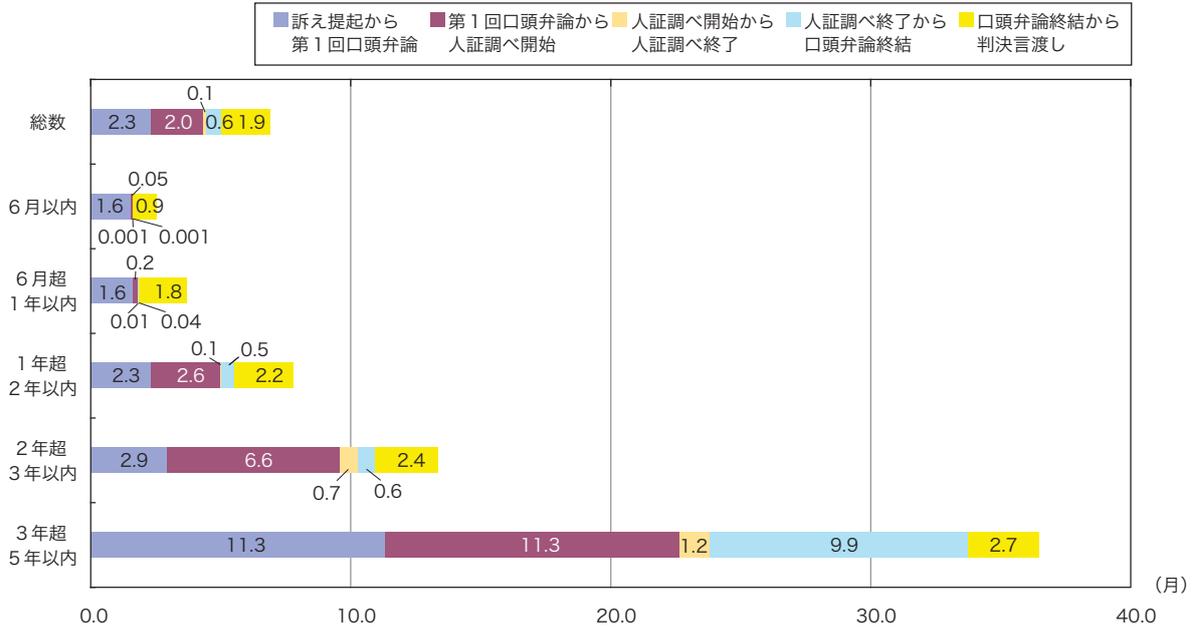
【図112】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況
(知的財産権訴訟)



審理期間	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	34	3.0	12.4	0.8	3.6	2.2	22.0
		13.6%	56.4%	3.6%	16.4%	10.0%	100.0%
6月以内	2	2.1	1.1	0.03	0.03	1.4	4.7
		44.7%	23.4%	0.6%	0.6%	29.8%	100.0%
6月超 1年以内	2	1.6	5.0	0.4	1.0	2.3	10.3
		15.5%	48.5%	3.9%	9.7%	22.3%	100.0%
1年超 2年以内	19	2.4	11.1	0.3	2.1	2.0	17.9
		13.4%	62.0%	1.7%	11.7%	11.2%	100.0%
2年超 3年以内	6	1.9	19.9	2.1	1.9	2.8	28.6
		6.6%	69.6%	7.3%	6.6%	9.8%	100.0%
3年超 5年以内	5	7.6	15.9	1.6	13.9	2.5	41.5
		18.3%	38.3%	3.9%	33.5%	6.0%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

【図113】 判決で終局した事件（人証調べを実施しない事件を含む。）の審理期間別の各手続段階の平均期間の状況（知的財産権訴訟）



審理期間	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	210	2.3	2.0	0.1	0.6	1.9	6.9
		33.6%	29.0%	1.9%	8.5%	27.0%	100.0%
6月以内	47	1.6	0.05	0.001	0.001	0.9	2.5
		62.0%	1.9%	0.1%	0.1%	36.0%	100.0%
6月超1年以内	58	1.6	0.2	0.01	0.04	1.8	3.7
		44.4%	4.6%	0.4%	0.9%	49.7%	100.0%
1年超2年以内	80	2.3	2.6	0.1	0.5	2.2	7.8
		29.9%	33.8%	1.0%	6.5%	28.8%	100.0%
2年超3年以内	18	2.9	6.6	0.7	0.6	2.4	13.3
		22.1%	49.7%	5.2%	4.8%	18.2%	100.0%
3年超5年以内	7	11.3	11.3	1.2	9.9	2.7	36.5
		31.1%	31.1%	3.2%	27.1%	7.5%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。
 ※ 人証調べを実施しない事件については、統計処理上、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間、人証調べ開始から人証調べ終了までの期間及び人証調べ終了から口頭弁論終了までの期間が、それぞれ0月とカウントされるため、各手続段階の平均期間の合計は、各審理期間区分の範囲と必ずしも一致しない。

(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

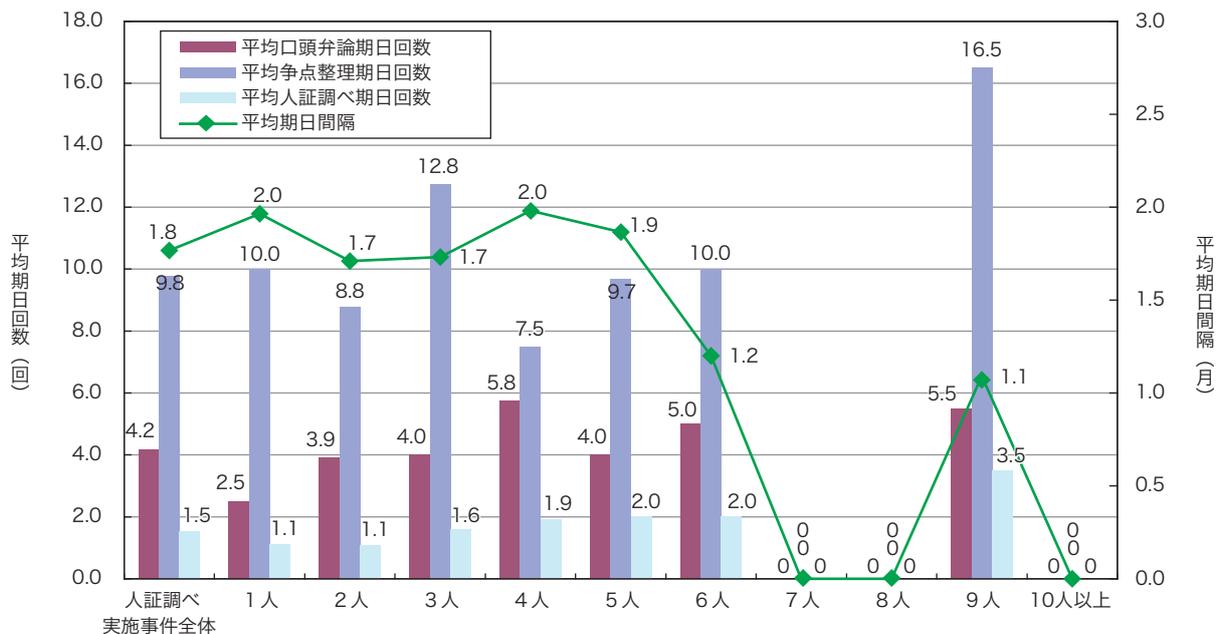
人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図114】によれば、人証調べを実施した知的財産権訴訟の平均全期日回数は14.0回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は4.2回、平均争点整理期日回数は9.8回である。民事第一審訴訟事件全体の場合（【表17】）に比べると、平均争点整理期日回数が多くなっており、知的財産権訴訟の専門性、複雑困難性等から争点整理のために多数の期日を要していることがうかがわれる。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.5回であり、その平均全期日回数に対する割合は10.7%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は35.7%となっている。

なお、【図114】では、人証数と平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数との間に、一定の傾向を見いだすことはできない。これは、【図110】の場合と同様、人証調べを実施した事件数が少ないため、個別の事件の特性が各統計データに強く影響を及ぼしたためであると考えられる。

また、審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図115】によれば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図25】）と同様、審理期間が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれもが増加するが、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅の合計は、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている。知的財産権訴訟においても、審理期間の長期化に対しては、人証調べ期日回数の増加より、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられる。

なお、平均期日間隔を見ると、人証数別の【図114】ではほぼ変化がないが、審理期間別の【図115】では、審理期間の長い事件ほど平均期日間隔が長くなるとの傾向が一応見てとれる（【図114】では人証数が6人と9人の事件の各平均期日間隔が短く、また、【図115】では審理期間が6月以内の事件の平均期日間隔が長い、これらは、対象事件数が、【図114】では1件と2件、【図115】では3件にすぎず、個別の事件の特性が統計データに強く影響を及ぼしたためであると考えられる。）。

【図114】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔（知的財産権訴訟）



【図115】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔
 (知的財産権訴訟)



(集中証拠調べの状況)

【表116】は、人証調べ期日回数別の事件数を示したものであり、人証調べを実施した知的財産権訴訟事件の65.1% (41件) が1回の期日で、87.3% (55件) が2期日以内で人証調べを終えている。

また、【図114】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が1人から4人までの事件で1回以上2回未満、人証数が5人及び6人の事件でいずれも2.0回、人証数が9人の事件で3.5回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。そして、【図110】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数が4人の事件では2.5月、人証数が9人の事件では6.1月であるが、それ以外の人証数では、いずれも1月以内となっている。

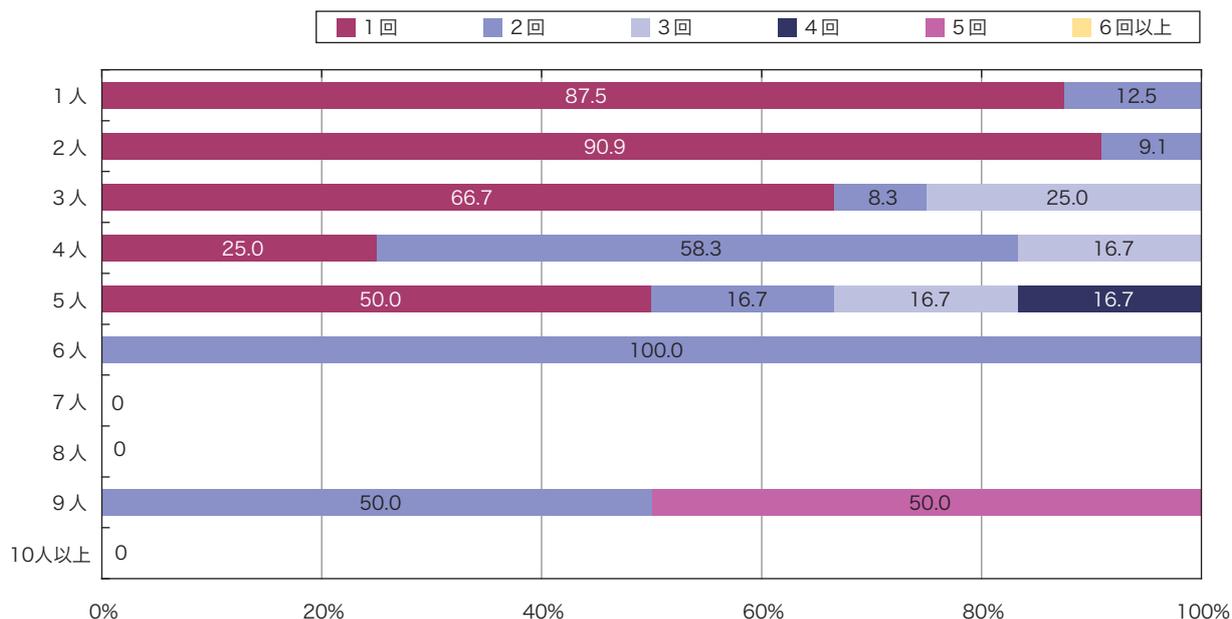
さらに、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図117】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では87.5%、2人の事件では90.9%、3人の事件では66.7%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が3人の事件では75.0%、4人の事件では83.3%、5人の事件では66.7%、6人の事件では100%、9人の事件では50%となっている。

以上の各データから、知的財産権訴訟において人証調べを実施する事件では、おおむね集中証拠調べが行われていると考えられる。

【表116】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合 (知的財産権訴訟)

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	41	65.1%
2回	14	22.2%
3回	6	9.5%
4回	1	1.6%
5回	1	1.6%
6回以上	0	0%
合計	63	100.0%

【図117】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（知的財産権訴訟）

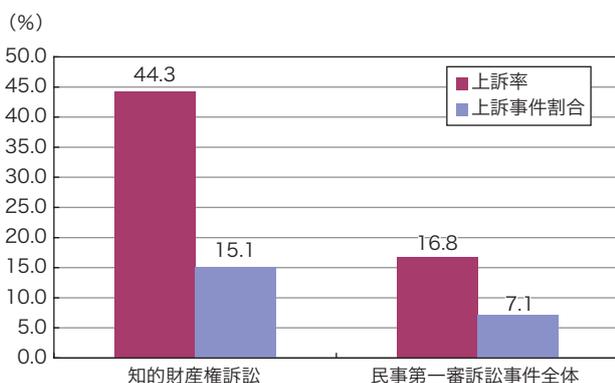


○ 上訴に関する状況

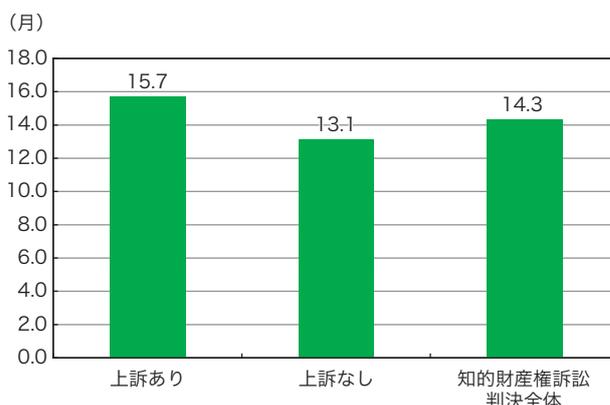
【図118】は上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟における上訴率は44.3%、上訴事件割合は15.1%であり、民事第一審訴訟事件全体の各数値（16.8%、7.1%）のそれぞれ約2.6倍、約2.1倍である。これは、知的財産権訴訟においては、欠席判決や実質的に争いのない事件が民事第一審訴訟事件全体に比べて少なく、その分上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図119】は知的財産権訴訟における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は15.7月、上訴がなかった事件のそれは13.1月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は2.6月と限られたものとなっている。これは、知的財産権訴訟においては、民事第一審訴訟事件全体の場合と異なり、実質的な争いがなく短期間で判決に至った事件が少ない上、技術的事項等が争点となる専門性が高い事件が多いことから、第一審においては、上訴がなかった事件においても、上訴があった事件とおおむね同様の審理がされることが多いことによるものと考えられる。

【図118】 上訴率及び上訴事件割合（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図119】 上訴の有無別の平均審理期間（知的財産権訴訟）



1.3.4 労働関係訴訟

本件調査期間における労働関係訴訟の平均審理期間（12.5月）は、民事第一審訴訟事件全体（7.8月）の約1.6倍であるが、平成9年の労働関係訴訟の平均審理期間（15.6月）より19.9%短縮している。また、労働関係訴訟は、民事第一審訴訟事件全体と比べて、人証調べ実施率は約2.1倍、平均人証数は2.6倍となっている。

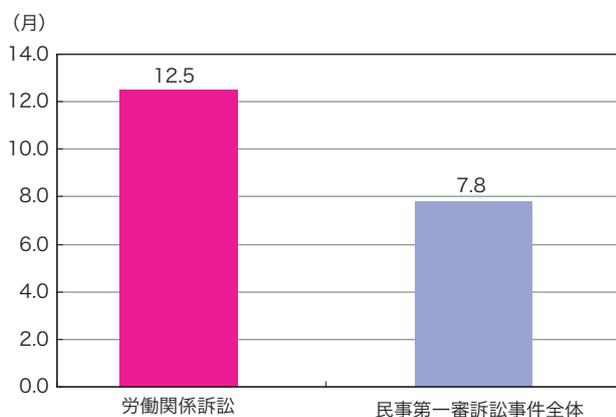
人証調べに関する統計データからは、労働関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、集中証拠調べが相当程度浸透していることが裏付けられていると考えられる。

労働関係訴訟の上訴率は38.1%であり、民事第一審訴訟事件全体の上訴率の約2.3倍である。また、労働関係訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は大きなものではない。

○ 概況

本件調査期間における労働関係訴訟の平均審理期間は、12.5月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.6倍となっている（【図120】）。第1回調査期間の既済事件では11.5月。第1回報告書113頁【図175】参照）。また、労働関係訴訟では、審理期間が6月以内の事件が31.8%と最も多く、2年を超える事件は9.7%である（【表121】）。第1回調査期間の既済事件では、審理期間が6月以内の事件が36.6%、2年を超える事件が7.8%。第1回報告書114頁【表176】参照）。

【図120】 平均審理期間
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【表121】 審理期間別の事件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

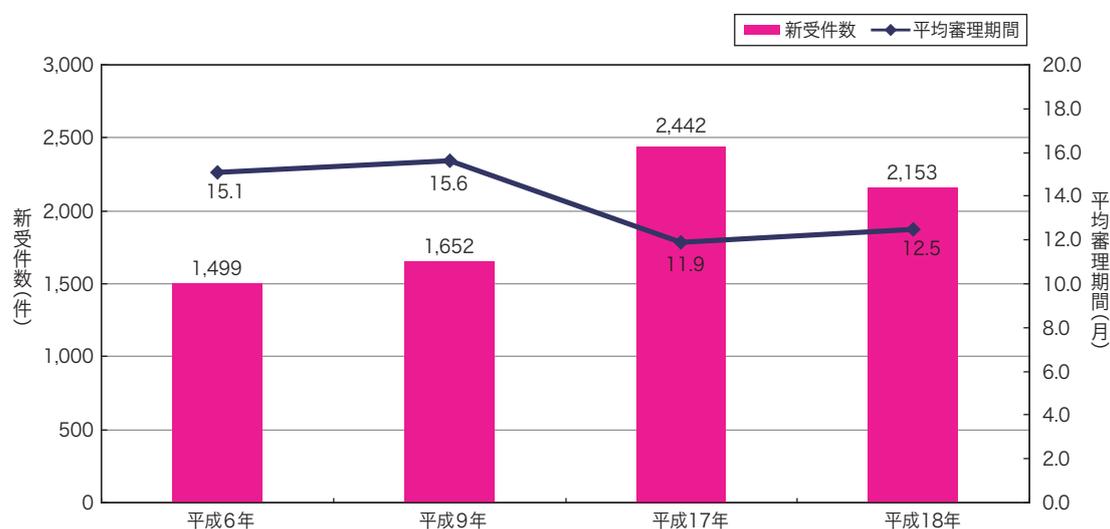
事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟事件全体
事件数		2,278	143,321
審理期間	平均審理期間(月)	12.5	7.8
	6月以内	724 31.8%	91,639 63.9%
審理期間別事件数	6月超1年以内	666 29.2%	23,547 16.4%
	1年超2年以内	666 29.2%	20,204 14.1%
	2年超3年以内	161 7.1%	5,380 3.8%
	3年超5年以内	48 2.1%	2,163 1.5%
	5年を超える	13 0.6%	388 0.3%

II 民事訴訟事件に関する分析

【図122】は、労働関係訴訟における新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これを見ると、新受件数は、平成6年と平成17年とを比較すると大幅に増加しているが、平成18年（本件調査期間）の新受件数（2153件）は平成17年の新受件数（2442件）より289件減少している。これは、平成18年4月から労働審判法が施行され、相当数の労働紛争について労働審判手続が利用された^{*21}ためではないかと考えられる。

また、平均審理期間については、平成18年（本件調査期間）の平均審理期間（12.5月）は、平成9年の平均審理期間（15.6月）より19.9%短縮している。もっとも、平成18年（本件調査期間）の平均審理期間は平成17年の平均審理期間（11.9月）よりも0.6月長くなっている。争点が比較的単純な労働紛争の多くが労働審判手続により解決されたとすれば^{*22}、争点が複雑で、審理に一定の時間を要する労働紛争について労働関係訴訟が提起される割合が増加し、そのことが、本件調査期間における審理期間が6月以内の事件の割合の減少と、平均審理期間の増加という形になって現れた可能性がある。

【図122】 新受件数と平均審理期間の推移（労働関係訴訟）



*21 労働審判手続とは、裁判官である労働審判官1名と労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員2名で組織する労働審判委員会が、原則として3回以内の期日において、労働契約の存否その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（個別労働関係民事紛争）を審理し、調停による解決を試みつつ、当事者間の権利関係を踏まえて事案の実情に即した解決をするために必要な審判を行う手続である（労働審判法1条）。労働審判手続の平成18年4月から同年12月までの新受件数は877件である。

*22 労働審判手続が、原則として3回以内の期日において審理をしなければならないものと定められている（労働審判法15条2項）ことから、争点について3回以内の期日で審理を行うことが可能と思われる事件、例えば、争点が比較的単純な解雇事件、未払賃金、退職金、解雇予告手当等の支払を求める事件等が、労働審判手続において解決を求めるのに適していると考えられている（法曹会「労働審判手続に関する執務資料」25頁、平成18年）。

人証調べについて見ると、【表123】によれば、本件調査期間における労働関係訴訟の人証調べ実施率は39.5%であり、民事第一審訴訟事件全体（18.9%）の約2.1倍である。また、平均人証数は1.3人（第1回調査期間の既済事件では1.3人。第1回報告書116頁【図187】参照）であり、民事第一審訴訟事件全体の平均人証数（0.5人）の2.6倍となっている。人証調べを実施した事件の平均人証数は3.3人であり、民事第一審訴訟事件全体（2.8人）より多くなっている。労働関係訴訟において平均人証数が多くなっているのは、人証調べ実施率が高いことに加え、1件当たりの人証数が多いことによるものと考えられる。これは、労働関係訴訟では、使用者による解雇が権利の濫用に当たるか否かなどといった規範的要件該当性の有無が問題となり、数多くの間接事実が主張されることが多いこと、立証方法としても人証によることが多いことに起因するのではないかと推測される（第1回報告書117頁参照）。

【表123】 人証調べ実施率及び平均人証数
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審 訴訟事件全体
人 証 調 べ	人証調べ実施率	39.5%	18.9%
	平均人証数	1.3	0.5
	平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.3	2.8

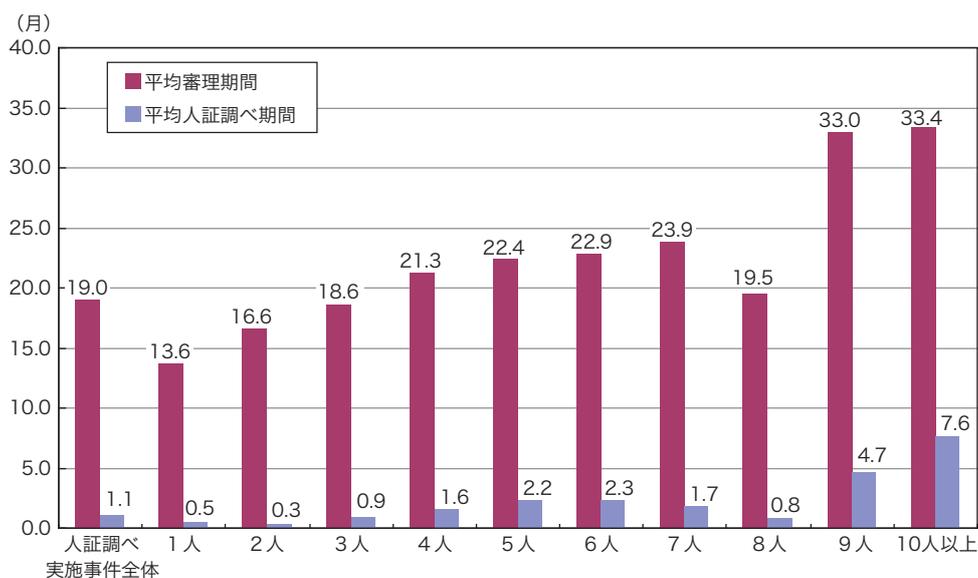
○ 人証調べに関する状況

労働関係訴訟においても、「人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数」のデータを把握することが可能になったので、追加されたデータ項目により新たに明らかになった部分に重点を置きつつ、労働関係訴訟における人証調べと審理期間との関係について検討することとする（この項においては、特に断らない限り、人証調べを実施した労働関係訴訟を対象として検討する。）。

（人証調べ期間と審理期間等との関係）

人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図124】によれば、人証調べを実施した労働関係訴訟の平均審理期間は19.0月であり、労働関係訴訟全体の平均審理期間（12.5月）より長くなっているが、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（18.8月）とほぼ同じである。また、人証調べを実施した労働関係訴訟の平均人証調べ期間は1.1月と民事第一審訴訟事件全体（0.9月）よりやや長い。上記の平均審理期間に対する割合は5.7%にとどまっている（民事第一審訴訟事件全体の4.8%よりは高率である）。さらに、労働関係訴訟では、全体的に見ると、人証数の多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれも長くなるという傾向が見られる。もっとも、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅よりも顕著に小さい（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間は8.8月増加しているが、平均人証調べ期間は1.7月しか増加していない。）。

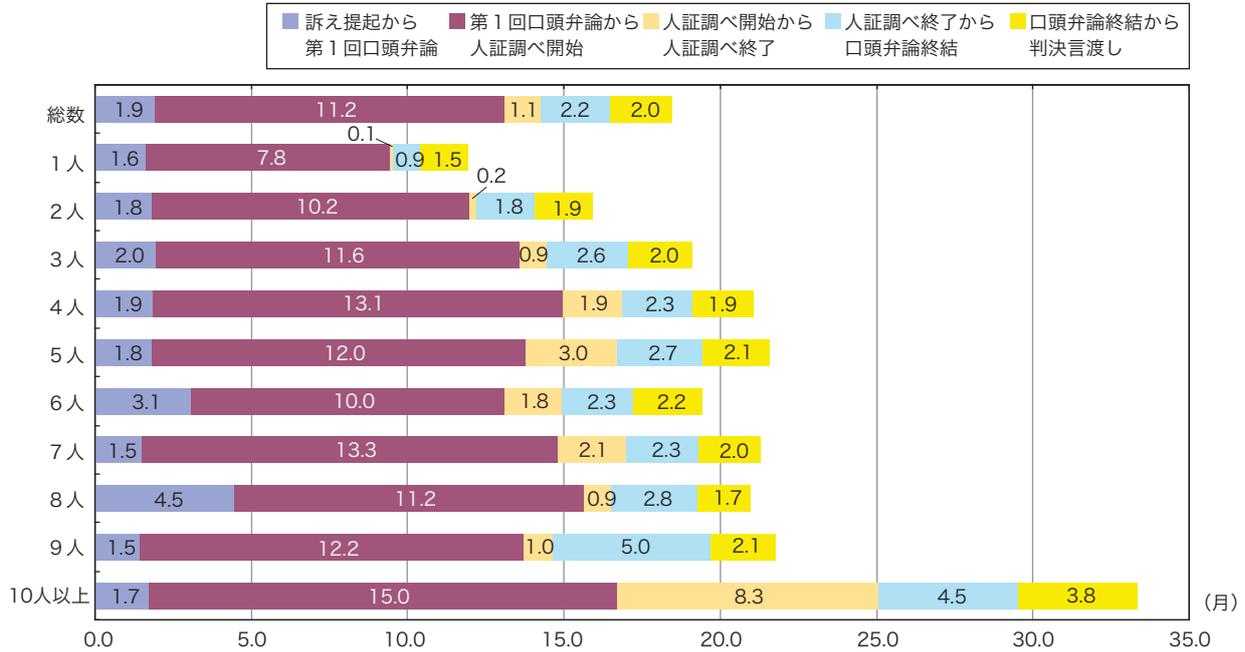
【図124】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間（労働関係訴訟）



そこで、人証数の多い事件の審理期間が長くなる傾向にあることの要因を詳しく見るため、審理の各手続段階ごとの期間を見ることとする。人証調べを実施し判決で終局した労働関係訴訟について、各手続段階ごとの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、人証数別に示したものが【図125】であり、審理期間別に示したものが【図126】である。

これらによれば、労働関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図20】及び【図21】）と同様、総じて、争点整理期間の割合が大きく、人証調べ期間の割合が小さいという傾向がある。また、争点整理期間及び人証調べ期間は、人証数が1人から4人までは、いずれも人証数が増えるに従って増加する傾向にあるが、人証調べ期間の増加は比較的小幅なものであり、争点整理期間の増加幅の方が大きくなっている。そうすると、人証数が1人から4人までの事件で、人証数が多い事件の審理期間が長くなるのは、人証調べ期間の増加よりも、争点整理期間が増加していることが大きく影響しているのではないかと考えられる。他方、人証数が5人から9人までの事件では、平均審理期間に大きな差がなく、上記各手続段階の期間の変化にも明確な傾向はうかがわれない。もっとも、例えば、人証数が8人及び9人の事件では、人証調べの平均期間が1か月以下となっていることから、このような多人数の人証がある事件において集中証拠調べを実施するなどの審理の工夫がされたことがうかがわれる。

【図125】 人証調べを実施して判決で終局した事件における人証数別の各手続段階の平均期間の状況（労働関係訴訟）

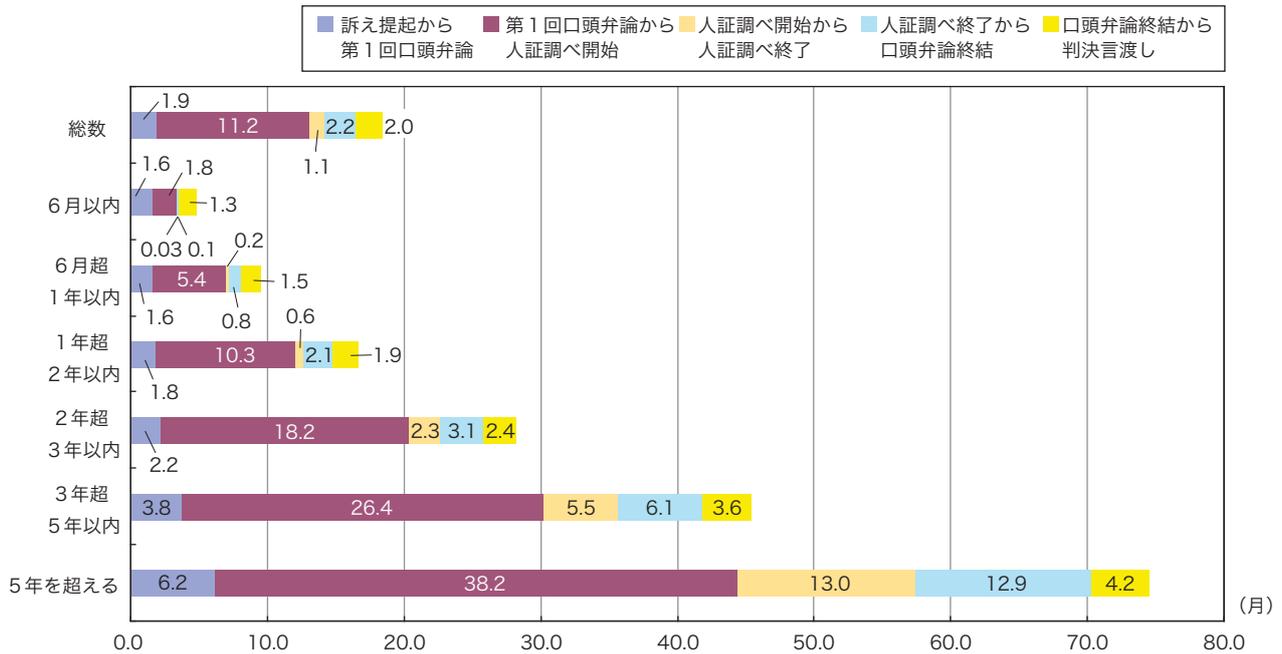


人証数	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	584	1.9 10.5%	11.2 60.6%	1.1 6.2%	2.2 12.1%	2.0 10.7%	18.5 100.0%
1人	40	1.6 13.8%	7.8 65.5%	0.1 0.7%	0.9 7.2%	1.5 12.9%	11.9 100.0%
2人	193	1.8 11.6%	10.2 63.8%	0.2 1.3%	1.8 11.6%	1.9 11.8%	15.9 100.0%
3人	158	2.0 10.3%	11.6 60.9%	0.9 4.6%	2.6 13.8%	2.0 10.5%	19.1 100.0%
4人	93	1.9 8.9%	13.1 62.1%	1.9 9.1%	2.3 10.8%	1.9 9.1%	21.1 100.0%
5人	42	1.8 8.4%	12.0 55.4%	3.0 13.7%	2.7 12.5%	2.1 10.0%	21.6 100.0%
6人	23	3.1 15.9%	10.0 51.5%	1.8 9.4%	2.3 11.9%	2.2 11.3%	19.4 100.0%
7人	14	1.5 7.0%	13.3 62.7%	2.1 10.1%	2.3 11.0%	2.0 9.2%	21.3 100.0%
8人	7	4.5 21.3%	11.2 53.4%	0.9 4.1%	2.8 13.2%	1.7 8.1%	21.0 100.0%
9人	1	1.5 6.8%	12.2 56.2%	1.0 4.5%	5.0 23.1%	2.1 9.5%	21.8 100.0%
10人以上	13	1.7 5.2%	15.0 45.0%	8.3 25.0%	4.5 13.4%	3.8 11.5%	33.3 100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

II 民事訴訟事件に関する分析

【図126】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況 (労働関係訴訟)



審理期間	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	584	1.9 10.3%	11.2 60.9%	1.1 6.0%	2.2 12.0%	2.0 10.9%	18.4 100.0%
6月以内	21	1.6 33.3%	1.8 37.5%	0.03 0.6%	0.1 2.1%	1.3 27.1%	4.8 100.0%
6月超	127	1.6 16.8%	5.4 56.8%	0.2 2.1%	0.8 8.4%	1.5 15.8%	9.5 100.0%
1年以内	317	1.8 10.8%	10.3 61.7%	0.6 3.6%	2.1 12.6%	1.9 11.4%	16.7 100.0%
1年超	89	2.2 7.8%	18.2 64.5%	2.3 8.2%	3.1 11.0%	2.4 8.5%	28.2 100.0%
2年以内	20	3.8 8.4%	26.4 58.1%	5.5 12.1%	6.1 13.4%	3.6 7.9%	45.4 100.0%
2年超	10	6.2 8.3%	38.2 51.3%	13.0 17.4%	12.9 17.3%	4.2 5.6%	74.5 100.0%
3年以内							
3年超							
5年以内							
5年を超える							

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

（人証調べ期日回数と審理期間等との関係）

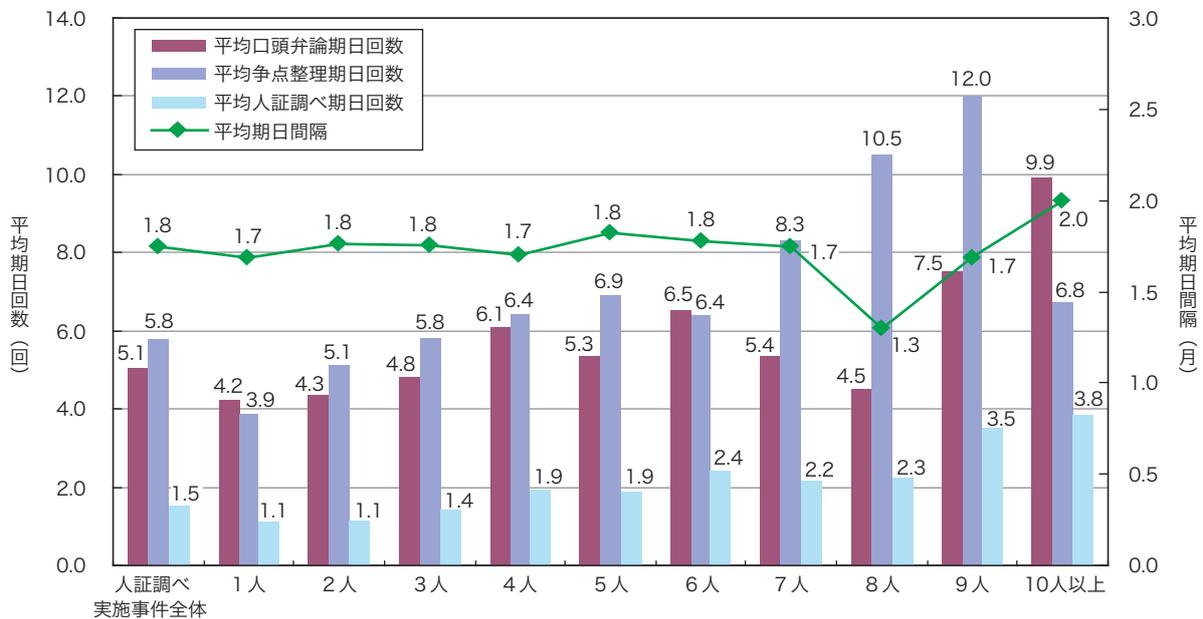
人証数別の平均口頭弁論期日回数，平均争点整理期日回数，平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図127】によれば，人証調べを実施した労働関係訴訟の平均全期日回数は10.9回であり，そのうち平均口頭弁論期日回数は5.1回，平均争点整理期日回数は5.8回である。また，期日回数のうち，平均人証調べ期日回数は1.5回であり，その平均全期日回数に対する割合は13.8%，平均口頭弁論期日回数に対する割合は29.4%となっている。いずれも，民事第一審訴訟事件全体の場合（【表17】）と大きな違いはない。

また，【図127】によれば，全体的に見れば，人証数の多い事件ほど，平均口頭弁論期日回数，平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するという傾向が一応見られるが，その中では，平均争点整理期日回数の増加幅が大きい（例えば，人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると，平均口頭弁論期日回数は1.1回，平均人証調べ期日回数は0.8回増加しているのに対し，平均争点整理期日回数は3.0回増加している。）。他方，平均期日間隔には大きな変化が見られない。

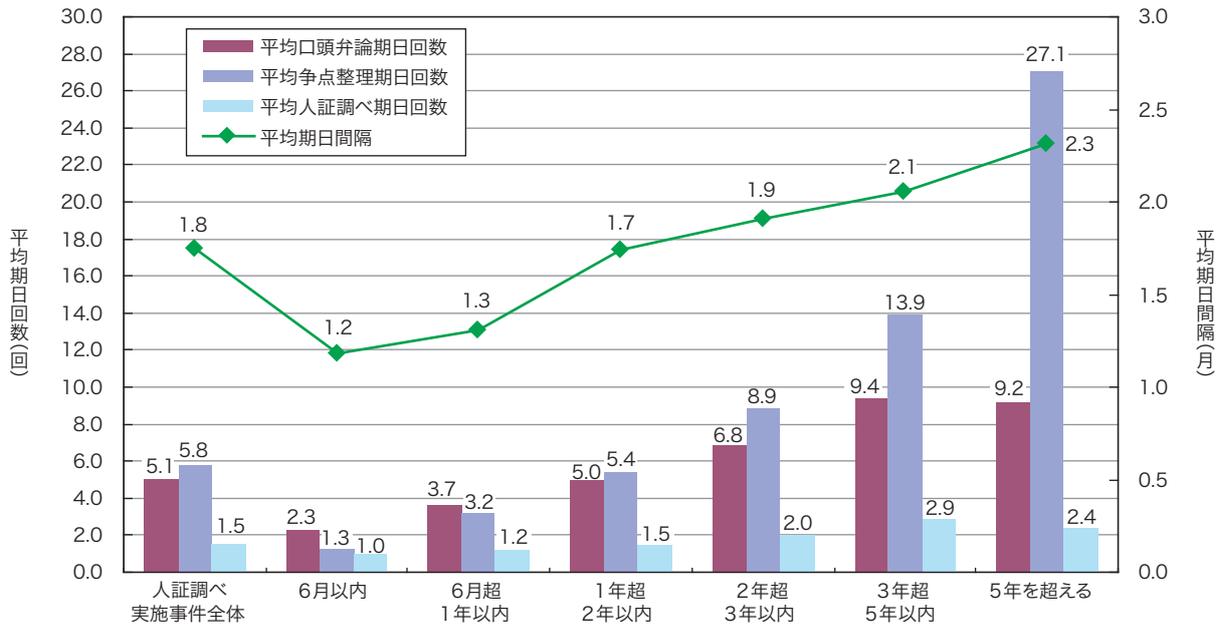
さらに，審理期間別の平均口頭弁論期日回数，平均争点整理期日回数，平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図128】によれば，民事第一審訴訟事件全体の場合（【図25】）と同様，審理期間が増加するに従い，平均口頭弁論期日回数，平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するが，平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅の合計は，平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている。また，【図128】によれば，審理期間が長いほど，平均期日間隔が長くなる傾向にある。

以上によれば，労働関係訴訟において，全体的に見ると，人証数の多い事件ほど，平均審理期間が長くなるという傾向が見られる（【図124】参照）が，その要因としては，人証調べ期日回数の増加より，それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられる。

【図127】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔（労働関係訴訟）



【図128】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（労働関係訴訟）



（集中証拠調べの状況）

以上検討したことから、労働関係訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、むしろ集中証拠調べが相当程度浸透しているものと思われるので、以下、これに関連するデータを見る。

【表129】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した労働関係訴訟の64.4% (579件) が1回の期日で、89.5% (805件) が2期日以内で人証調べを終えている。

また、【図127】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が1人から5人までの事件で1回以上2回未満、人証数が6人から8人までの事件で2回以上3回未満、人証数が9人の事件で3.5回、人証数が10人以上の事件で3.8回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。そして、【図124】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数が1人から4人まで、7人及び8人の事件では2月以内、人証数が5人及び6人の事件では3月以内、9人の事件では5月以内となっている。

【表129】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合（労働関係訴訟）

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	579	64.4%
2回	226	25.1%
3回	58	6.5%
4回	20	2.2%
5回	10	1.1%
6回	2	0.2%
7回	2	0.2%
8回	2	0.2%
9回以上	0	0%
合計	899	100.0%

さらに、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図130】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では93.1%、2人の事件では89.3%、3人の事件では65.9%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が3人の事件では94.5%、4人の事件では82.1%、5人の事件では80.6%、6人の事件では62.9%となっている。労働関係訴訟においては、その性質上、立証は人証によることが多いが（第1回報告書117頁参照）、人証数が多くなっても、1回又は2回の期日で終了した事件が相当程度存することが注目される。

【図130】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（労働関係訴訟）

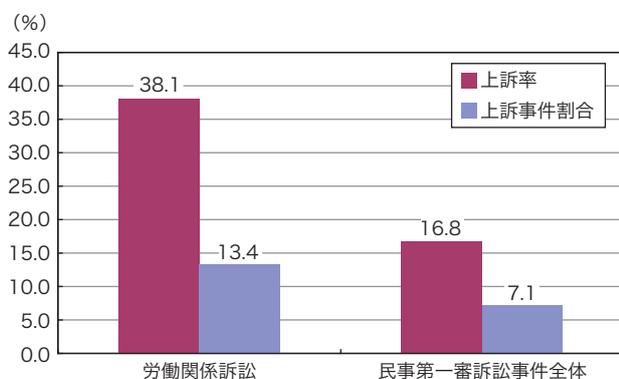


○ 上訴に関する状況

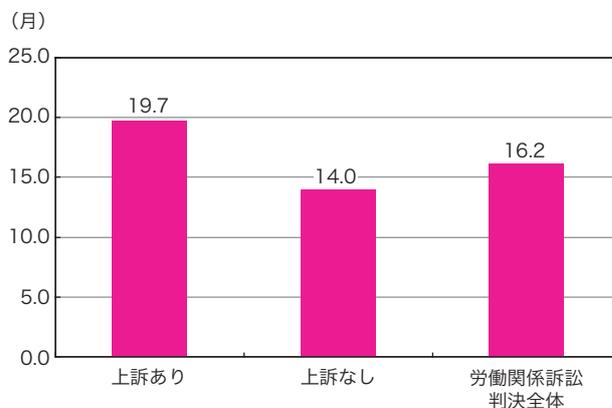
【図131】は上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、労働関係訴訟の上訴率は38.1%、上訴事件割合は13.4%であり、民事第一審訴訟事件全体の各数値（16.8%、7.1%）のそれぞれ約2.3倍、約1.9倍である。これは、労働関係訴訟においては、欠席判決や実質的に争いが無い事件が少ないため、上訴が申し立てられる事件の割合が高くなっていることによるものと考えられる。

【図132】は労働関係訴訟における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は19.7月、上訴がなかった事件のそれは14.0月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は5.7月と大きなものではない。これは、労働関係訴訟においては、民事第一審訴訟事件全体の場合と異なり、実質的な争いがなく短期間で判決に至った事件が多くなく、上訴がなかった事件の中にも審理に一定程度の時間を要した事件が相当数含まれていることによるものと考えられる。

【図131】 上訴率及び上訴事件割合（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図132】 上訴の有無別の平均審理期間（労働関係訴訟）



1.3.5 行政事件訴訟

本件調査期間における行政事件訴訟の平均審理期間（14.4月）は、民事第一審訴訟事件全体（7.8月）の約1.8倍であるが、平成7年の行政事件訴訟の平均審理期間（23.1月）より37.7%短縮している。また、行政事件訴訟は、民事第一審訴訟事件全体と比べて、人証調べ実施率は高く、平均人証数はやや多くなっている。

人証調べに関する統計データからは、行政事件訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど小さくなく、集中証拠調べが相当程度浸透していることが裏付けられていると考えられる。

行政事件訴訟の上訴率は34.6%であり、民事第一審訴訟事件全体の上訴率の約2.1倍である。また、行政事件訴訟においては、上訴の有無による平均審理期間の差は限られたものとなっている。

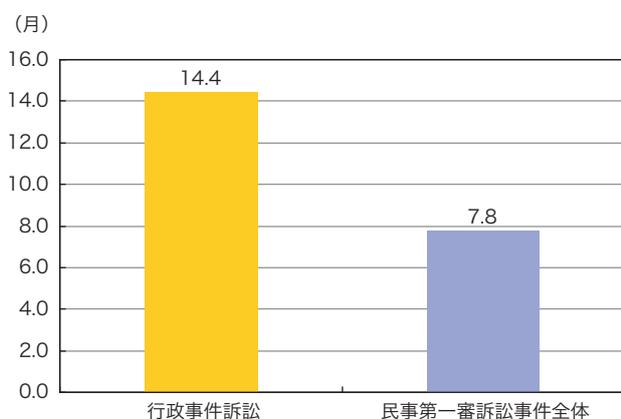
行政事件訴訟では、全事件の約1割について補正命令が発せられている。補正命令を発した事件の第1回口頭弁論期日までの平均期間は、補正命令を発しなかった事件よりも長くなっている。

行政事件訴訟についても、事件票のデータ項目として、民事第一審訴訟事件と同様の項目及び訴状補正命令の有無の項目を追加した。ここでは、本件調査期間に終局した行政事件訴訟について、事件票に追加した項目の統計データにより明らかになった点に焦点を当て、これに関連する審理期間の状況等を見ることとする。

○ 概況

本件調査期間における行政事件訴訟の平均審理期間は、14.4月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.8倍となっている（【図133】）。第1回調査期間の既済事件では15.7月。第1回報告書129頁【図226】参照）。また、行政事件訴訟では、審理期間が6月以内の事件が32.6%と最も多く、2年を超える事件は16.4%である（【表134】）。第1回調査期間の既済事件では、審理期間が6月以内の事件が33.5%、2年を超える事件が22.3%。第1回報告書129頁【表227】参照）。

【図133】 平均審理期間
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



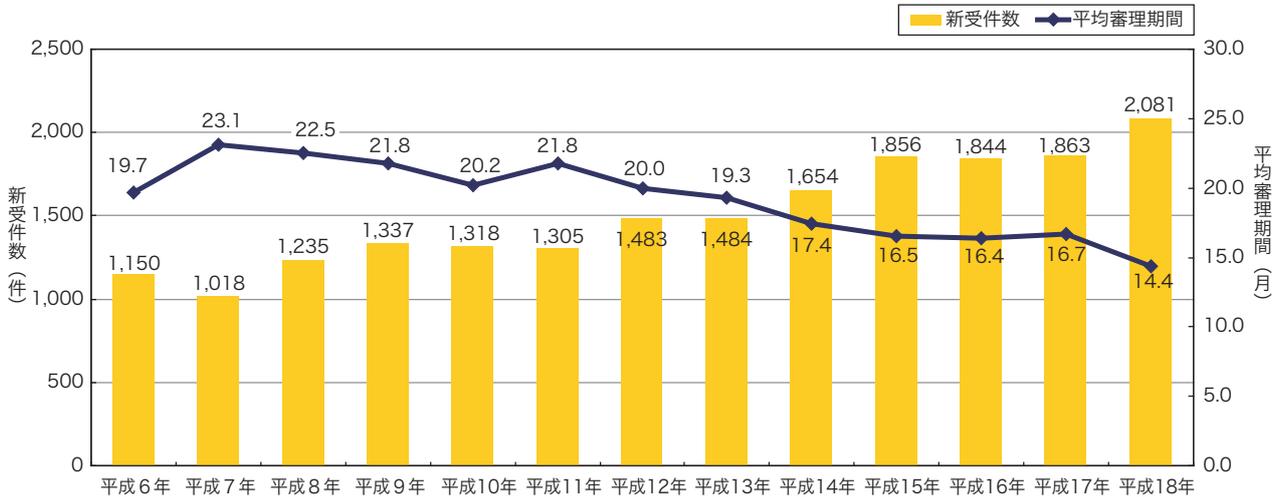
【表134】 審理期間別の事件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

事件の種類		行政事件 訴訟	民事第一審 訴訟事件全体
事件数		1,908	143,321
審理 期間	平均審理期間(月)	14.4	7.8
審 理 期 間 別 事 件 数	6月以内	622 32.6%	91,639 63.9%
	6月超1年以内	435 22.8%	23,547 16.4%
	1年超2年以内	539 28.2%	20,204 14.1%
	2年超3年以内	194 10.2%	5,380 3.8%
	3年超5年以内	100 5.2%	2,163 1.5%
	5年を超える	18 0.9%	388 0.3%

II 民事訴訟事件に関する分析

【図135】は、行政事件訴訟における新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これを見ると、新受件数は、平成7年以降ほぼ一貫して増加する傾向が見られ、平成18年（本件調査期間）の新受件数（2081件）は平成7年の新受件数（1018件）の約2倍である。これに対し、平成18年（本件調査期間）の平均審理期間（14.4月）は、平成7年の平均審理期間（23.1月）より37.7%短縮している。

【図135】 新受件数と平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



人証調べについて見ると、【表136】によれば、本件調査期間における行政事件訴訟の人証調べ実施率は24.6%であり、民事第一審訴訟事件全体（18.9%）より高い。また、平均人証数は0.7人であり、民事第一審訴訟事件全体の平均人証数（0.5人）よりやや多くなっている（第1回調査期間の既済事件では0.5人。第1回報告書132頁【図239】参照）。人証調べを実施した事件の平均人証数は2.8人であり、民事第一審訴訟事件全体と同じである。こうしたことからすると、行政事件訴訟の平均人証数がやや多くなっているのは、人証調べ実施率が高いためであるといえる。

【表136】 人証調べ実施率及び平均人証数
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

事件の種類		行政事件訴訟	民事第一審訴訟事件全体
人証調べ	人証調べ実施率	24.6%	18.9%
	平均人証数	0.7	0.5
	平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.8	2.8

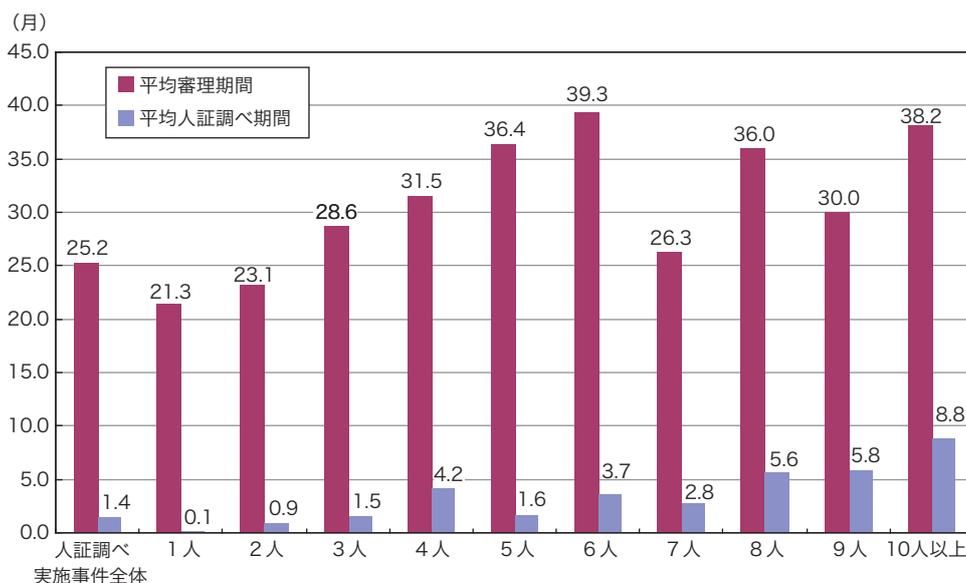
○ 人証調べに関する状況

（人証調べ期間と審理期間等との関係）

人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図137】によれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均審理期間は25.2月であり、行政事件訴訟全体の平均審理期間（14.4月）より相当長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は18.8月である。）。また、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均人証調べ期間は1.4月と民事第一審訴訟事件全体（0.9月）より長くなっているが、上記の平均審理期間に対する割合は5.6%にとどまっている（なお、民事第一審訴訟事件全体の

4.8%よりは高率である。)。さらに、事件数が少ない人証数が7人以上の事件を除けば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図18】）と同様、人証数が多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれも長くなるという傾向が一応見られる。そして、人証数が1人から6人までの事件では、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅よりも顕著に小さい（例えば、人証数が1人の事件と6人の事件とを比較すると、平均審理期間は18.0月増加しているが、平均人証調べ期間は3.6月しか増加していない。）。

【図137】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間（行政事件訴訟）

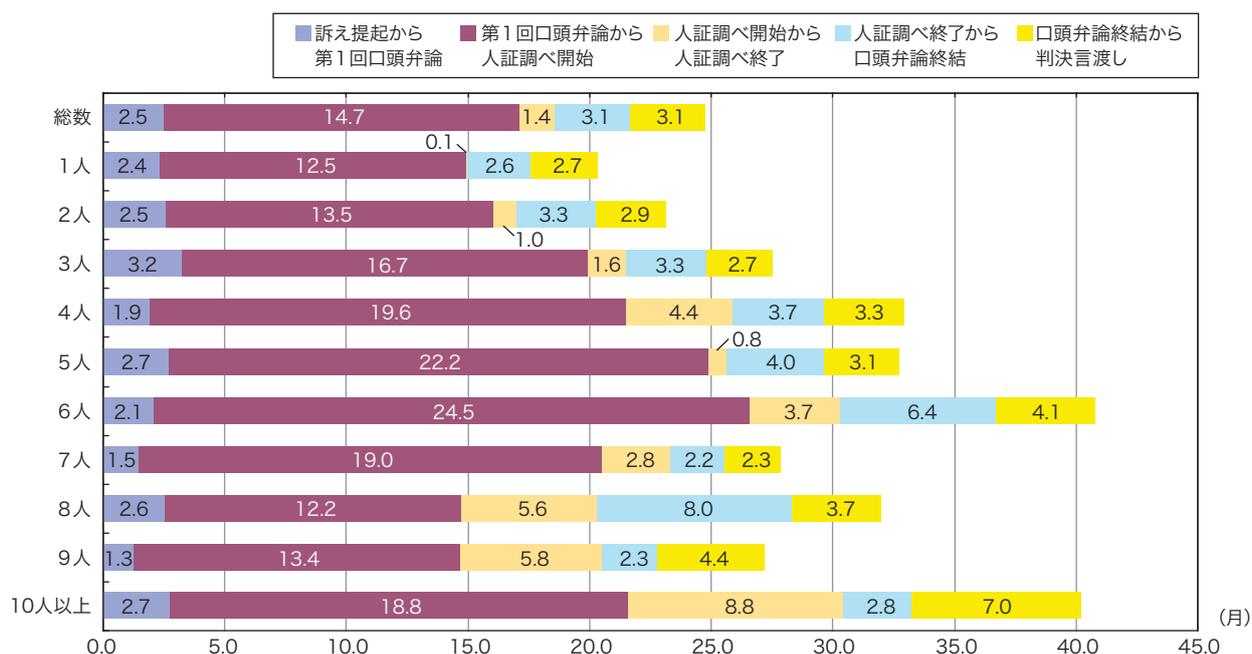


そこで、人証数の多い事件の審理期間が長くなる傾向にあることの要因を詳しく見るため、審理の各手続段階ごとの期間を見ることとする。人証調べを実施し判決で終局した行政事件訴訟について、各手続段階ごとの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、人証数別に示したものが【図138】であり、審理期間別に示したものが【図139】である。

これらによれば、行政事件訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図20】及び【図21】）と同様、総じて、争点整理期間の割合が大きく、人証調べ期間の割合が小さいという傾向がある。また、争点整理期間及び人証調べ期間は、人証数が1人から6人までの事件では、おおむね、人証数が増えるに従って増加する傾向にあるが、人証調べ期間の増加は比較的小幅なものであり、争点整理期間の増加幅の方が大きくなっている。そうすると、人証数が多い事件の審理期間が長くなるのは、人証調べ期間の増加よりも、争点整理期間が増加していることが大きく影響しているのではないかと考えられる。

II 民事訴訟事件に関する分析

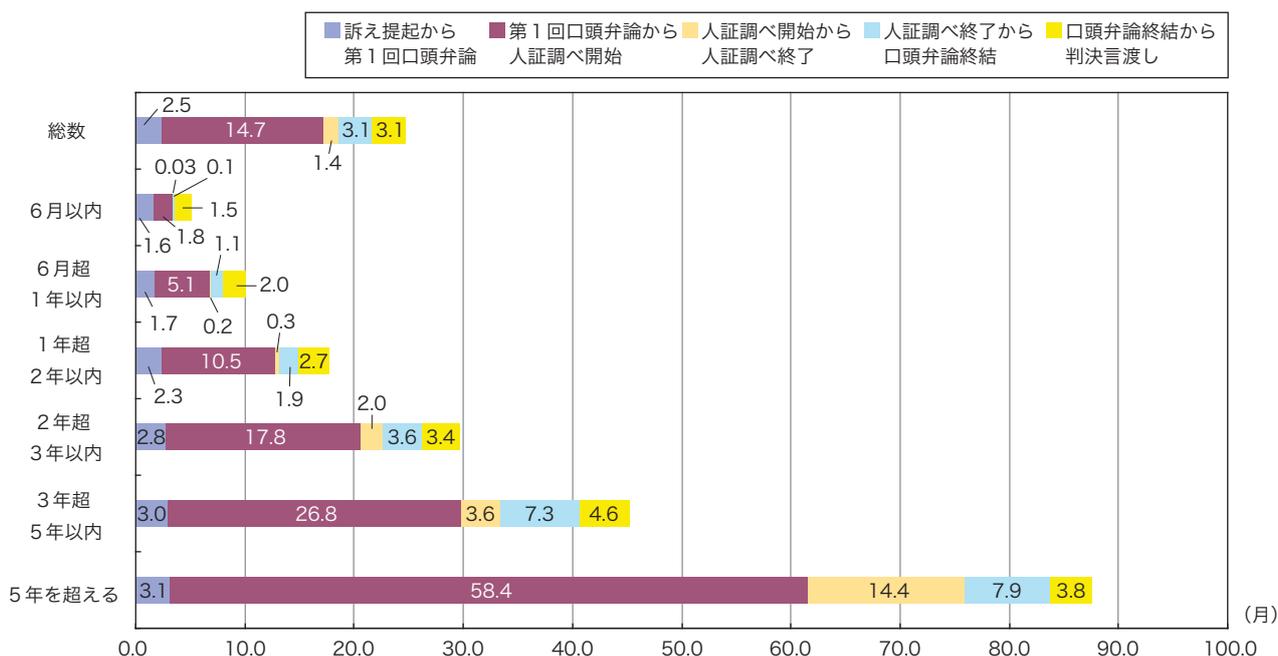
【図138】 人証調べを実施して判決で終局した事件における人証数別の各手続段階の平均期間の状況（行政事件訴訟）



人証数	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	455	2.5	14.7	1.4	3.1	3.1	24.7
		10.1%	59.3%	5.7%	12.5%	12.4%	100.0%
1人	203	2.4	12.5	0.1	2.6	2.7	20.3
		11.6%	61.8%	0.4%	12.8%	13.3%	100.0%
2人	113	2.5	13.5	1.0	3.3	2.9	23.1
		11.0%	58.4%	4.1%	14.1%	12.4%	100.0%
3人	51	3.2	16.7	1.6	3.3	2.7	27.5
		11.8%	60.7%	5.7%	12.1%	9.7%	100.0%
4人	31	1.9	19.6	4.4	3.7	3.3	32.9
		5.8%	59.5%	13.2%	11.4%	10.0%	100.0%
5人	14	2.7	22.2	0.8	4.0	3.1	32.7
		8.2%	67.9%	2.4%	12.1%	9.5%	100.0%
6人	9	2.1	24.5	3.7	6.4	4.1	40.8
		5.3%	60.0%	9.0%	15.8%	10.0%	100.0%
7人	4	1.5	19.0	2.8	2.2	2.3	27.9
		5.3%	68.3%	10.0%	8.0%	8.4%	100.0%
8人	3	2.6	12.2	5.6	8.0	3.7	32.0
		8.0%	38.0%	17.5%	25.0%	11.5%	100.0%
9人	2	1.3	13.4	5.8	2.3	4.4	27.2
		4.6%	49.4%	21.5%	8.3%	16.1%	100.0%
10人以上	25	2.7	18.8	8.8	2.8	7.0	40.2
		6.8%	46.9%	22.0%	7.0%	17.3%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

【図139】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況（行政事件訴訟）



審理期間	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論(月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始(月)	人証調べ開始から人証調べ終了(月)	人証調べ終了から口頭弁論終了(月)	口頭弁論終了から判決言渡し(月)	合計(月)
総数	455	2.5	14.7	1.4	3.1	3.1	24.7
		10.1%	59.3%	5.6%	12.5%	12.4%	100.0%
6月以内	5	1.6	1.8	0.03	0.1	1.5	5.1
		31.9%	35.6%	0.6%	2.3%	29.6%	100.0%
6月超	50	1.7	5.1	0.2	1.1	2.0	10.0
		17.2%	50.6%	1.7%	10.9%	19.6%	100.0%
1年以内	207	2.3	10.5	0.3	1.9	2.7	17.7
		13.2%	59.1%	1.8%	10.6%	15.3%	100.0%
1年超	124	2.8	17.8	2.0	3.6	3.4	29.7
		9.5%	60.0%	6.9%	12.3%	11.4%	100.0%
2年以内	63	3.0	26.8	3.6	7.3	4.6	45.3
		6.6%	59.2%	8.0%	16.1%	10.1%	100.0%
2年超	6	3.1	58.4	14.4	7.9	3.8	87.6
		3.6%	66.7%	16.4%	9.1%	4.3%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

（人証調べ期日回数と審理期間等との関係）

人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図140】によれば、人証調べを実施した行政事件訴訟の平均全期日回数は10.8回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は8.0回、平均争点整理期日回数は2.8回である。民事第一審訴訟事件全体の場合（【表17】）と比べると、平均全期日回数に大きな差はないものの、平均口頭弁論期日回数が多く、平均争点整理期日回数が少ないのが特徴である。行政事件訴訟でも、審理期間に対する争点整理期間の割合が高くなっていることから、行政事件訴訟では、通常の間頭弁論期日において争点整理をするケースが多いのではないかと推測される（第1回報告書131頁参照）。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.7回であり、その平均全期日回数に対する割合は15.7%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は21.3%となっている。

また、【図140】によれば、全体的に見ると、おおむね、人証数が増加するのに従って、平均口頭弁論期

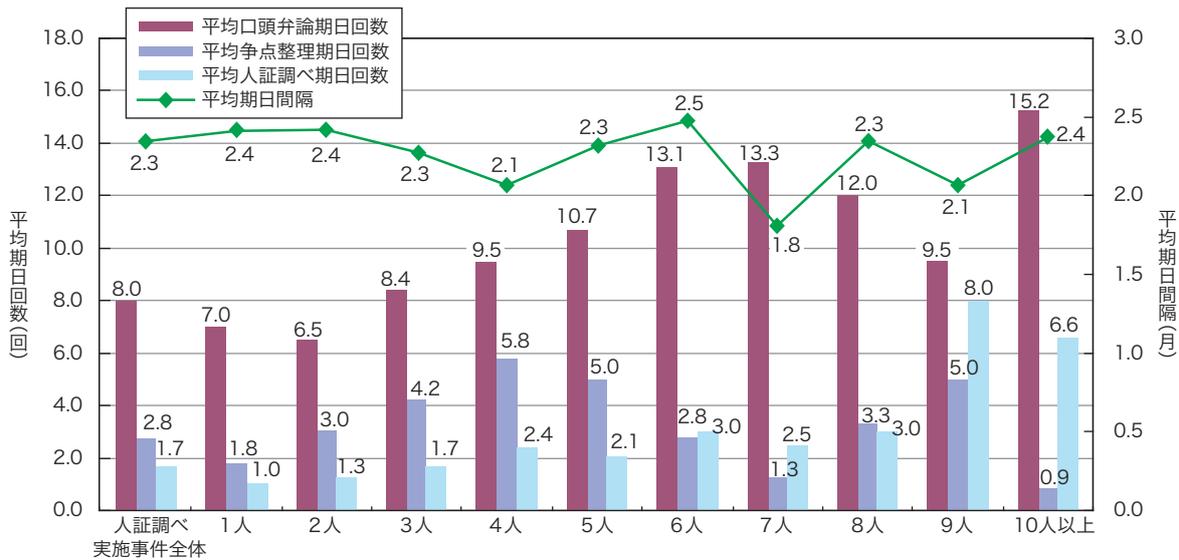
II 民事訴訟事件に関する分析

日回数及び平均争点整理期日回数の合計回数が増加する傾向にあるが、その増加幅は、平均人証調べ期日回数の増加幅と比べて顕著に大きい（例えば、人証数が1人の事件と6人の事件とを比較すると、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計回数は7.1回増加しているのに対し、平均人証調べ期日回数は2.0回増加するにとどまる。）。

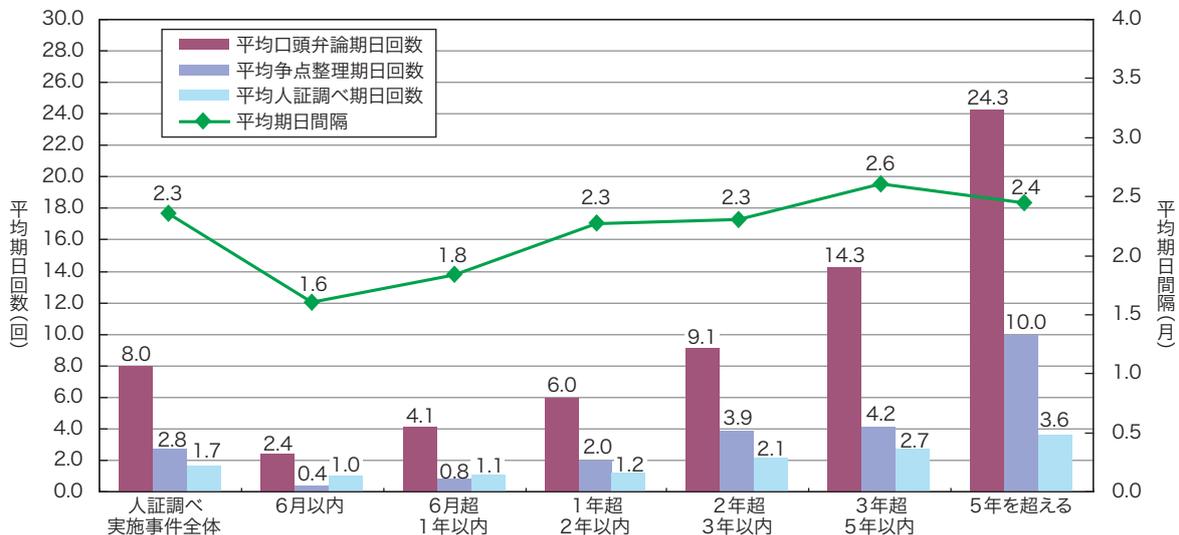
さらに、審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図141】によれば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図25】）と同様、審理期間が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するが、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅の合計は、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている。また、【図141】によれば、おおむね、審理期間が長いほど、平均期日間隔が長くなる傾向にある。

以上によれば、行政事件訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様、人証数の多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向が一応見られる（【図137】。ただし、事件数が少ない人証数が7人以上の場合を除く。）が、その要因としては、人証調べ期日回数の増加より、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方が大きく影響していると考えられる。

【図140】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔（行政事件訴訟）



【図141】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（行政事件訴訟）



（集中証拠調べの状況）

以上検討したことから、行政事件訴訟においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、むしろ集中証拠調べが相当程度浸透しているものと思われるので、以下、これに関連するデータを見る。

【表142】は、人証調べ期日回数別の事件数を示したものであり、人証調べを実施した行政事件訴訟の71.6%（336件）が1回の期日で、89.1%（418件）が2期日以内で人証調べを終えている。

また、【図140】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数が1人から3人までの事件で1回以上2回未満、人証数が4人、5人及び7人の事件で2回以上3回未満、人証数が6人及び8人の事件でそれぞれ3.0回、人証数が9人の事件で8.0回、10人以上の事件で6.6回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。

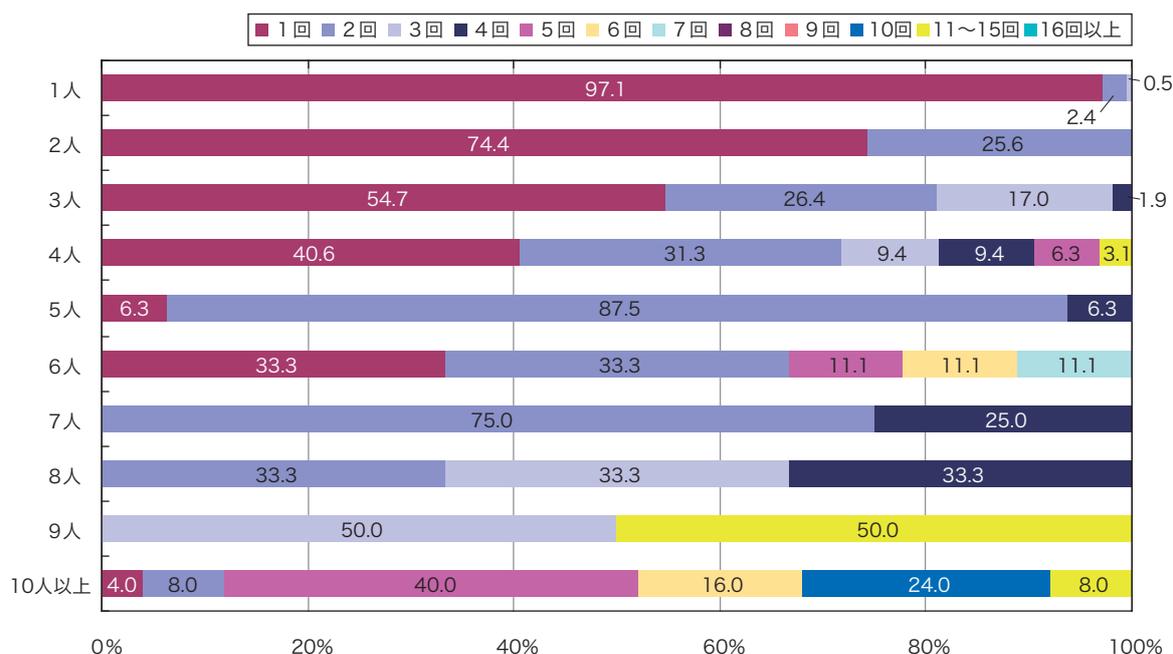
そして、【図137】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数が1人から3人までと人証数が5人の事件では2月以内、人証数が7人の事件では3月以内、人証数が4人及び6人の事件では5月以内となっている。

さらに、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図143】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では97.1%、2人の事件では74.4%、3人の事件では54.7%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数が3人の事件では81.1%、4人の事件では71.9%、5人の事件では93.8%、6人の事件では66.6%となっている。

【表142】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合（行政事件訴訟）

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	336	71.6%
2回	82	17.5%
3回	15	3.2%
4回	7	1.5%
5回	13	2.8%
6回	5	1.1%
7回	1	0.2%
8回	0	0%
9回	0	0%
10回	6	1.3%
11回～15回	4	0.9%
16回以上	0	0%
合計	469	100.0%

【図143】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況（行政事件訴訟）

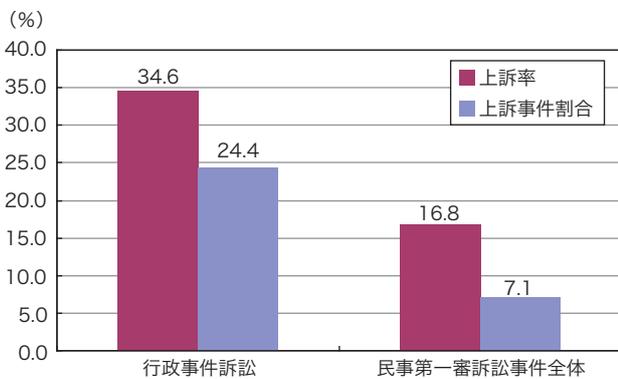


○ 上訴に関する状況

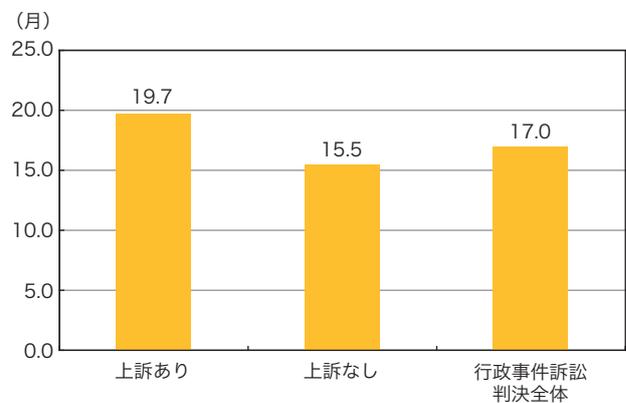
【図144】は上訴率及び上訴事件割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟における上訴率は34.6%、上訴事件割合は24.4%であり、民事第一審訴訟事件全体の各数値（16.8%、7.1%）のそれぞれ約2.1倍、約3.4倍である。これは、行政事件訴訟においては、その性質上、欠席判決や実質的に争いのない事件がほとんどなく、その分上訴が申し立てられる事件の割合が高いことによるものと考えられる。

【図145】は行政事件訴訟における上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。上訴があった事件の平均審理期間は19.7月、上訴がなかった事件のそれは15.5月であり、上訴の有無による平均審理期間の差は4.2月と限られたものとなっている。これは行政事件訴訟においては、民事第一審訴訟事件全体の場合と異なり、実質的な争いがない事件がほとんど見られない上、行政法規の解釈適用等が問題となる専門性の高い事件や、争点が複雑である事件が多いことなどの事情によるものと考えられる。

【図144】 上訴率及び上訴事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図145】 上訴の有無別の平均審理期間
(行政事件訴訟)



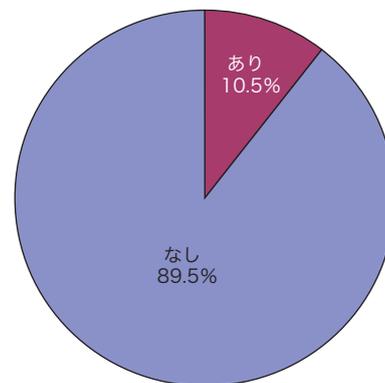
○ 補正命令に関する状況

原告が提出した訴状の当事者及び法定代理人の記載並びに請求の趣旨及び原因の記載に不備がある場合や、原告が訴え提起に必要な手数料を納付しない場合には、訴状を審査する裁判長は、原告に対し、相当の期間を定めてその不備を補正すべきことを命じることとされており（民事訴訟法137条1項）、この命令を補正命令という。補正命令を受けたにもかかわらず、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で訴状を却下しなければならないとされており（同条2項）、この命令を訴状却下命令という。

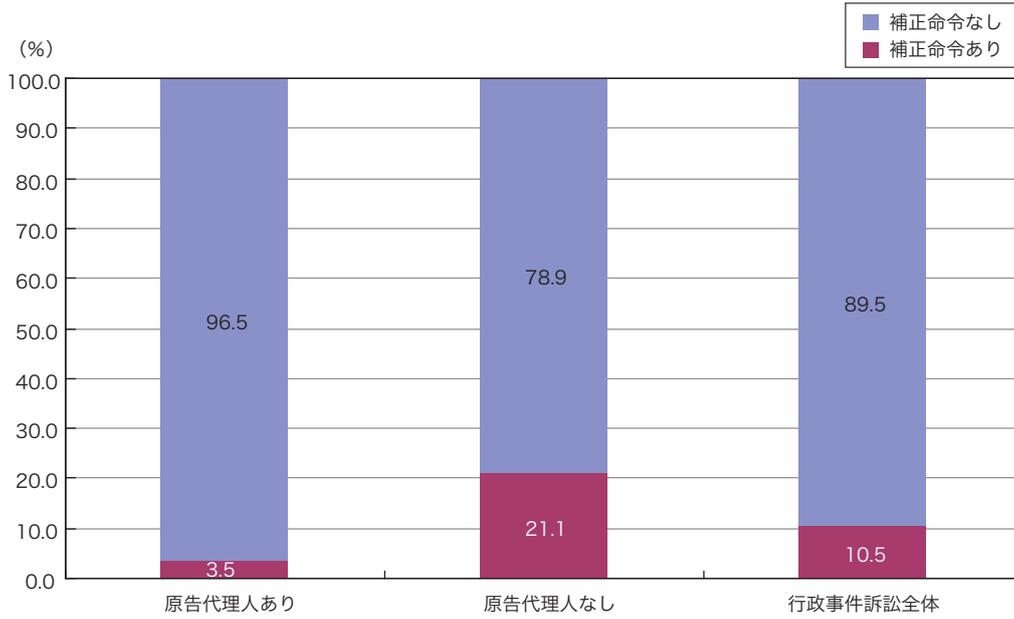
【図146】から【図150】までは、行政事件訴訟における補正命令に関する統計データを示したものである。なお、ここでいう補正命令とは、行政事件訴訟法7条により準用される民事訴訟法137条1項による補正命令のみを示し、実務上広く行われている任意の補正を促す措置（民事訴訟規則56条）は含まれていない。

【図146】は行政事件訴訟における補正命令の有無を、【図147】は行政事件訴訟における原告代理人の有無と補正命令の有無をそれぞれ示したものである。これらによれば、行政事件訴訟全体では約1割の事件、原告代理人が選任されていない事件（原告本人訴訟）では約2割の事件について、補正命令が発せられている。これは、行政事件訴訟が専門性の高い事件類型であること等から、訴状の記載等に不備がある事件が少なからずあるためであると考えられる。

【図146】 補正命令の有無（行政事件訴訟）

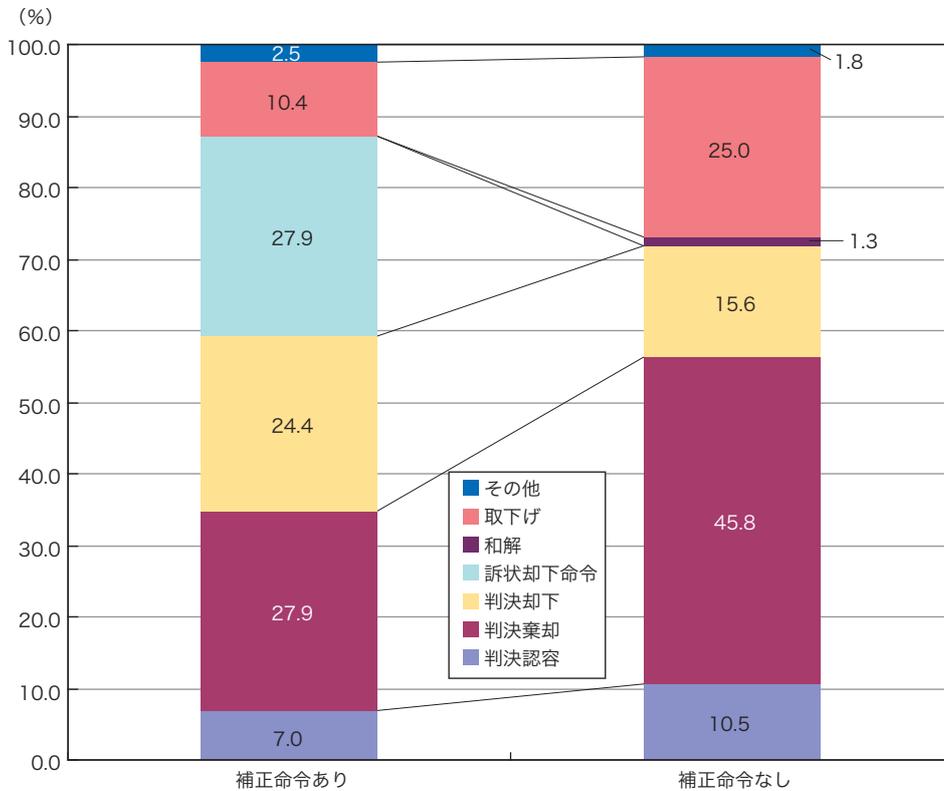


【図147】 原告代理人の有無と補正命令の有無（行政事件訴訟）



【図148】は行政事件訴訟における補正命令の有無と終局区分を示したものである。補正命令を発した事件の27.9%が、不備が補正されず、訴状却下命令により終局している。

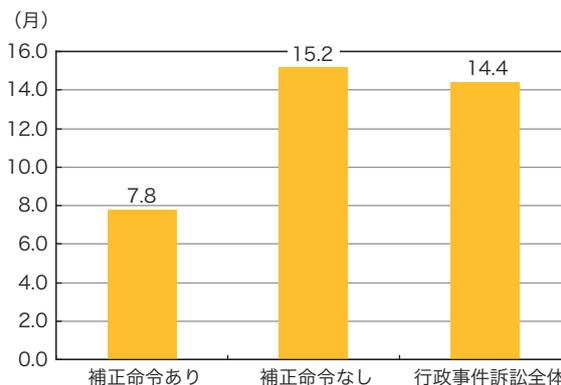
【図148】 補正命令の有無と終局区分（行政事件訴訟）



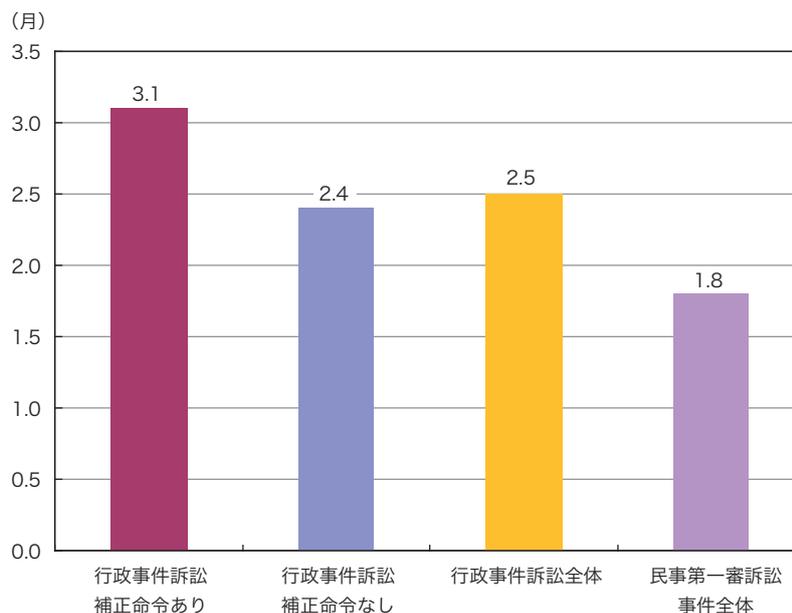
【図149】は行政事件訴訟における補正命令の有無と平均審理期間を示したものである。補正命令を発した事件の平均審理期間は7.8月であり、発しなかった事件の平均審理期間（15.2月）のおよそ半分である。補正命令を発した後、訴状却下命令で終局する事件は、短期間で事件が終局するため、補正命令を発した事件の平均審理期間は、補正命令を発しなかった事件のそれに比べて短くなっているものと考えられる。

【図150】は第1回口頭弁論期日までの平均期間を示したものである（訴状却下命令で終局した事件や、第1回口頭弁論期日前に訴えの取下げにより終局した事件など、第1回口頭弁論期日が行われなかった事件は、この統計データに含まれていない。）。補正命令を発した事件については、訴えの提起から第1回口頭弁論期日までの平均期間は3.1月であり、補正命令を発しなかった事件の平均期間が2.4月であるのと比べて0.7月長くなっている。これは、補正命令を発した事件では、訴状の補正に一定の期間を要するため、第1回口頭弁論期日までに時間を要していることによるものと考えられる。

【図149】 補正命令の有無と平均審理期間
(行政事件訴訟)



【図150】 第1回口頭弁論期日までの平均期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）
(口頭弁論を実施しなかった事件を除く。)



（参考） 家庭裁判所における人事訴訟について

家庭裁判所における人事訴訟の平均審理期間（8.9月）は、民事第一審訴訟事件全体（7.8月）の約1.1倍である。また、人事訴訟では、人証調べ実施率が相当高いが、人証調べ実施事件における平均人証数は少ない。

人事訴訟の人証調べに関する統計データからは、人事訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体的場合と同様に、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくないと考えられる。

人事訴訟の上訴率は19.3%であり、民事第一審訴訟事件よりもやや高い。上訴の有無による平均審理期間の差については民事第一審訴訟事件全体と同様の傾向を示している。

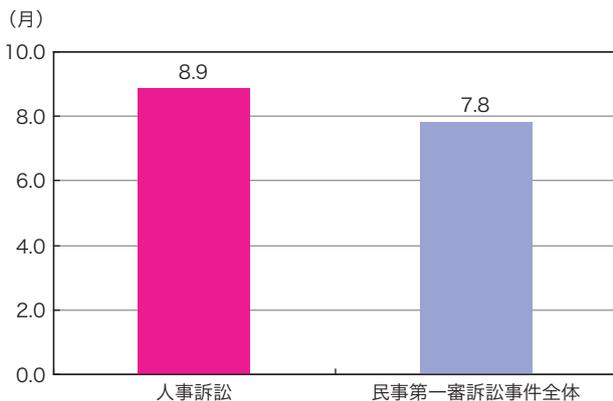
人事訴訟において調査命令が発令された事件の平均審理期間は発令のない事件より長い、それはその調査に時間を要するためではなく、争点整理などに期日を要するからではないかと考えられる。

家庭裁判所における人事訴訟事件についても、事件票のデータ項目として、民事第一審訴訟事件と同様の項目を追加し、さらに、調査命令についてはその有無、調査命令日及び調査報告書提出日、付調停についてはその有無及び調停の終了区分を追加することとした。ここでは、本件調査期間に終局した家庭裁判所における人事訴訟事件について、事件票に追加した項目の統計データからうかがわれる状況について見ていくことにする。なお、この統計の対象は、家庭裁判所への人事訴訟移管がされた平成16年4月以降に係属した事件である（すなわち、この統計が審理期間が2年9月以下の既済事件のみを対象とすることに、注意を要する。）。

○ 概況

本件調査期間における人事訴訟事件の平均審理期間は、8.9月^{*23}であり、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（7.8月）の約1.1倍となっている（【図151】）。また、6月以内に終局した事件が42.5%と最も多く、2年を超えて終局した事件は1.2%^{*24}である（【表152】^{*25}）。

【図151】 平均審理期間
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【表152】 審理期間別の事件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審訴訟事件全体
事件数		10,706	143,321
審理期間	平均審理期間(月)	8.9	7.8
審理期間別事件数	6月以内	4,552 42.5%	91,639 63.9%
	6月超1年以内	3,590 33.5%	23,547 16.4%
	1年超2年以内	2,434 22.7%	20,204 14.1%
	2年超3年以内	130 1.2%	5,380 3.8%
	3年超5年以内	—	2,163 1.5%
	5年を超える	—	388 0.3%

*23 事件類型別の平均審理期間（既済件数）を見ると、離婚は9.2月（9322件）、離縁は7.6月（356件）、認知は6.6月（215件）、親子関係は6.1月（360件）、人事のその他は8.2月（453件）となっている。

*24 事件類型別の審理期間が2年を超える事件の件数（事件割合）を見ると、離婚は121件（1.3%）、離縁は3件（0.8%）、認知は1件（0.5%）、親子関係は2件（0.6%）、人事のその他は3件（0.7%）となっている。

*25 平成16年4月以降に受理した事件のみを対象とするため、【表152】における人事訴訟事件の最長審理区分は「2年を超え3年以内」となっている。後掲の【図156】、【図158】、【図165】も同様である。

人証調べについて見ると、【表153】によれば、本件調査期間における人事訴訟事件の人証調べ実施率は47.4%であり、民事第一審訴訟事件全体（18.9%）より相当高い。また、平均人証数は0.9人であり、民事第一審訴訟事件全体の平均人証数（0.5人）の約1.8倍となっているが、人証調べを実施した事件における平均人証数は1.9人で、民事第一審訴訟事件全体（2.8人）と比べ少ない。人証調べを実施した事件の平均人証数が少ないにもかかわらず、人事訴訟事件全体の平均人証数が多くなっているのは、人証調べ実施率が相当高くなっていることによるものといえる。これは、要証事実が家庭内の事実関係であり、直接証拠となる書証が乏しいため、証拠方法としては人証を要する事件が多いことによると考えられる。

**【表153】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）**

事件の種類		人事訴訟	民事第一審 訴訟事件全体
人 証 調 べ	人証調べ実施率	47.4%	18.9%
	平均人証数	0.9	0.5
	平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.9	2.8

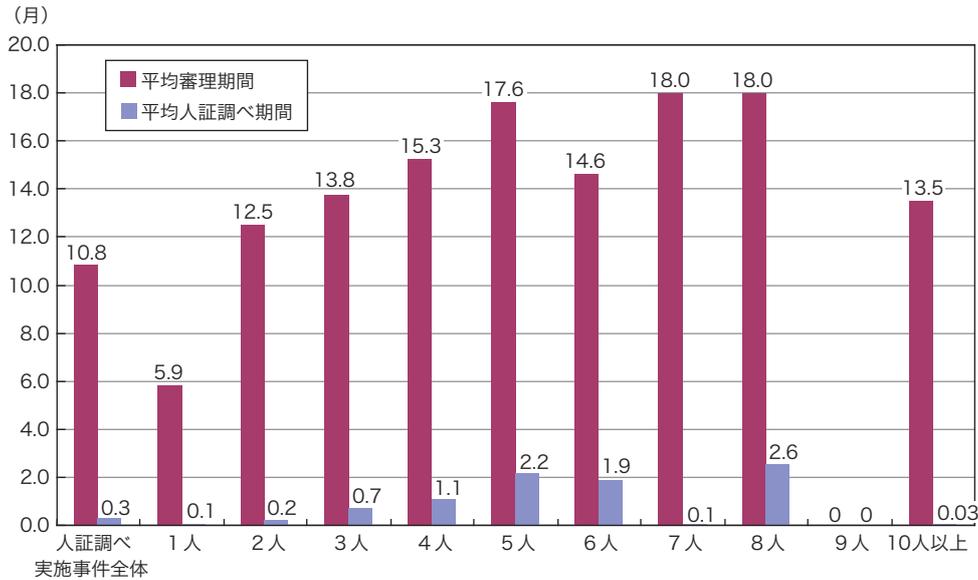
○ 人証調べに関する状況

（人証調べ期間と審理期間等の関係）

人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示した【図154】によれば、人証調べを実施した人事訴訟事件の平均審理期間は10.8月であり、人事訴訟事件全体の平均審理期間（8.9月）よりやや長くなっている（なお、人証調べを実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間は18.8月である。）。また、人証調べを実施した人事訴訟事件の平均人証調べ期間は0.3月^{*26}と民事第一審訴訟事件全体（0.9月）よりかなり短くなっており、上記の平均審理期間（10.8月）に対する割合は2.8%にとどまっている（民事第一審訴訟事件全体の4.8%よりも低い。）。そして、事件数の少ない人証数6人以上の事件を除けば、民事第一審訴訟事件全体の場（【図18】）と同様に、人証数の多い事件ほど平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれも長くなるという傾向が見られる。さらに、人証数5人以下の事件では、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅より小さくなっている（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間が11.7月増加しているが、平均人証調べ期間は2.1月しか増加していない。）。

*26 事件類型別の人証調べ期間を見ると、離婚は0.3月、離縁は0.6月、認知は0.1月、親子関係は0.2月、人事のその他は0.3月となっている。

【図154】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間（人事訴訟）



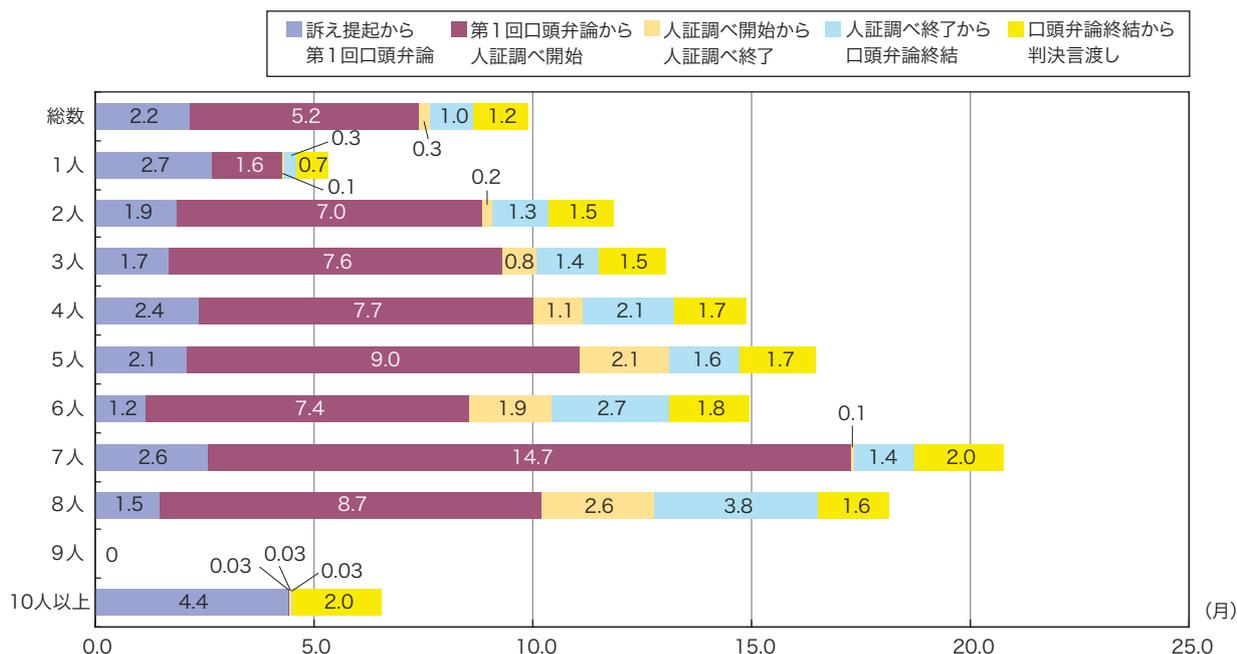
そこで、人証数の多い事件の審理期間が長くなる要因を詳しく見るため、審理の各手続段階ごとの期間を見ることとする。

人証調べを実施し判決で終局した人事訴訟について、各手続段階ごとの平均期間及び審理期間全体に対する割合を、人証数別に示したものが【図155】であり、審理期間別に示したものが【図156】である。

これらによれば、人事訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図20】及び【図21】）と同様、総じて、争点整理期間の割合が大きく、人証調べ期間の割合が小さいという傾向がある。また、各手続段階のうち、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間を除いた各期間は、いずれも審理期間が増加するに従って増加する傾向にあるが、人証調べ期間の増加は比較的小幅なものであり、それ以外の期間、特に争点整理期間の増加幅の方が大きくなっている。そうすると、人証数が多い事件の審理期間が長くなるのは、人証調べ期間の増加よりも、事案内容の複雑困難性等から争点整理期間が増加していることが大きく影響しているものと考えられる。

II 民事訴訟事件に関する分析

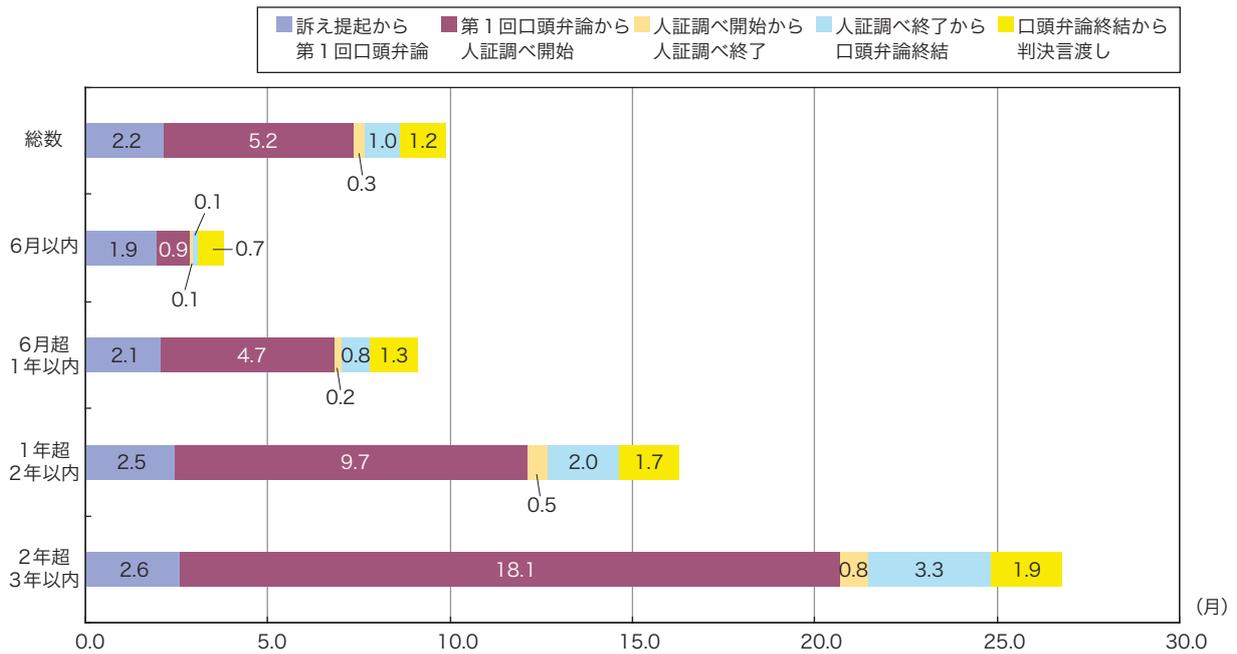
【図155】 人証調べを実施して判決で終局した事件における人証数別の各手続段階の平均期間の状況（人事訴訟）



人証数	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終結 (月)	口頭弁論終結から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	4,122	2.2	5.2	0.3	1.0	1.2	9.9
		21.8%	53.0%	2.7%	9.9%	12.5%	100.0%
1人	1,411	2.7	1.6	0.1	0.3	0.7	5.3
		50.1%	30.4%	1.0%	4.8%	13.7%	100.0%
2人	2,163	1.9	7.0	0.2	1.3	1.5	11.8
		16.0%	58.9%	2.0%	10.9%	12.4%	100.0%
3人	352	1.7	7.6	0.8	1.4	1.5	13.0
		13.0%	58.3%	6.1%	10.9%	11.8%	100.0%
4人	145	2.4	7.7	1.1	2.1	1.7	14.9
		16.0%	51.4%	7.6%	14.0%	11.1%	100.0%
5人	40	2.1	9.0	2.1	1.6	1.7	16.5
		12.8%	54.4%	12.5%	9.8%	10.5%	100.0%
6人	8	1.2	7.4	1.9	2.7	1.8	14.9
		7.8%	49.5%	12.6%	18.1%	12.1%	100.0%
7人	1	2.6	14.7	0.1	1.4	2.0	20.7
		12.4%	70.9%	0.3%	6.8%	9.6%	100.0%
8人	1	1.5	8.7	2.6	3.8	1.6	18.1
		8.1%	48.1%	14.2%	20.8%	8.8%	100.0%
9人	0	0	0	0	0	0	0
		0%	0%	0%	0%	0%	0%
10人以上	1	4.4	0.03	0.03	0.03	2.0	6.5
		67.9%	0.5%	0.5%	0.5%	30.7%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

【図156】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況（人事訴訟）



審理期間	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終結 (月)	口頭弁論終結から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	4,122	2.2	5.2	0.3	1.0	1.2	9.9
		21.8%	53.0%	2.7%	9.9%	12.5%	100.0%
6月以内	1,360	1.9	0.9	0.1	0.1	0.7	3.8
		50.9%	25.0%	1.5%	3.7%	18.9%	100.0%
6月超 1年以内	1,416	2.1	4.7	0.2	0.8	1.3	9.1
		22.9%	52.0%	2.3%	8.4%	14.4%	100.0%
1年超 2年以内	1,277	2.5	9.7	0.5	2.0	1.7	16.3
		15.1%	59.4%	3.3%	12.1%	10.2%	100.0%
2年超 3年以内	69	2.6	18.1	0.8	3.3	1.9	26.8
		9.7%	67.6%	3.0%	12.4%	7.3%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

(人証調べ期日回数と審理期間等との関係)

人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図157】によれば、人証調べを実施した人事訴訟事件の平均全期日回数は6.1回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は3.7回、平均争点整理期日回数は2.4回である。民事第一審訴訟事件の平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数（【表17】）に比べるといずれも少なくなっている。これは人証数が多い事件ほど平均全期日回数が増加する傾向がある（第1回報告書32頁参照）ところ、民事第一審訴訟事件が人事訴訟事件よりも人証実施事件の平均人証数が多いこと（【表153】）と符合するものである。他方、期日回数のうち、平均人証調べ期日回数は1.2回^{*27}であり、その平均全期日回数に対する割合は19.7%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は32.4%となっている。

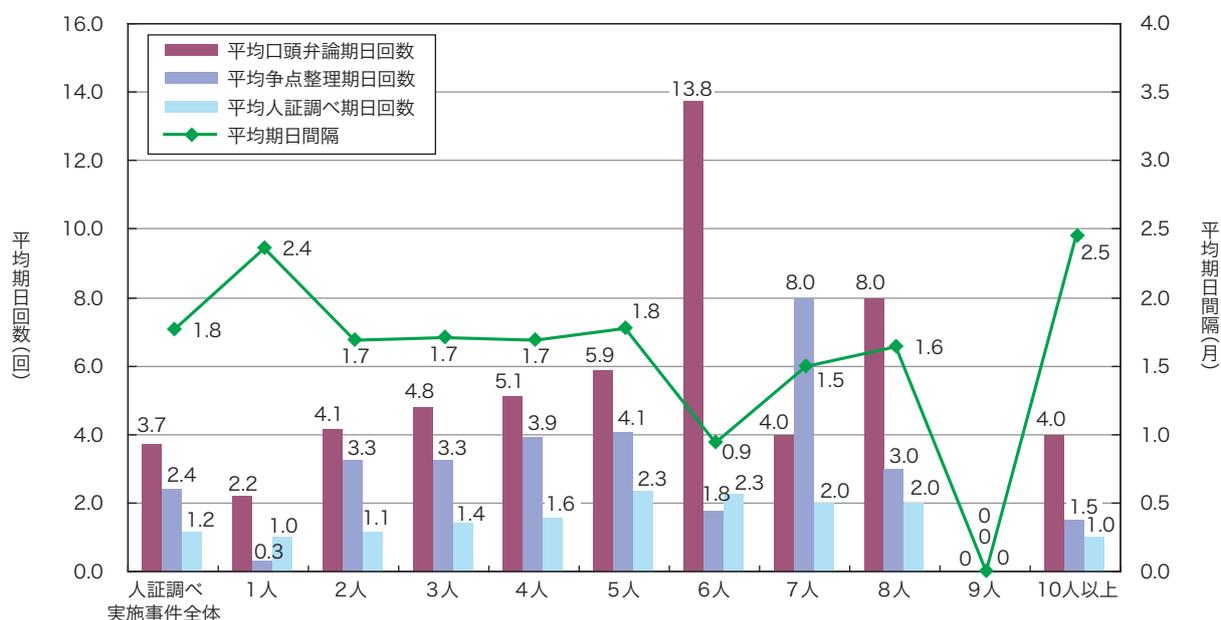
また、【図157】によれば、事件数の少ない人証数6人以上の事件を除けば、人証数が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数のいずれも増加する傾向が見られるが、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅はいずれも平均人証調べ期日回数の増加幅を上回っている（例えば、人証数1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均人証調べ期日回数は1.3回増加しているのに対し、平均口頭弁論期日回数は3.7回、平均争点整理期日回数は3.8回増加している。）。他方、人証数1人の事件の平均期日間隔はやや長めであるが、それ以外の人証数2人から5人までの事件の平均期日間隔には大きな変化が見られない。

さらに、審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図158】によれば、民事第一審訴訟事件全体の場合（【図25】）と同様、審理期間が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ回数はいずれも増加するが、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数の増加幅がいずれも平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っている。他方、平均期日間隔は審理期間が長くなるにつれおおむね長くなっているが、その変化は大きいものではない。

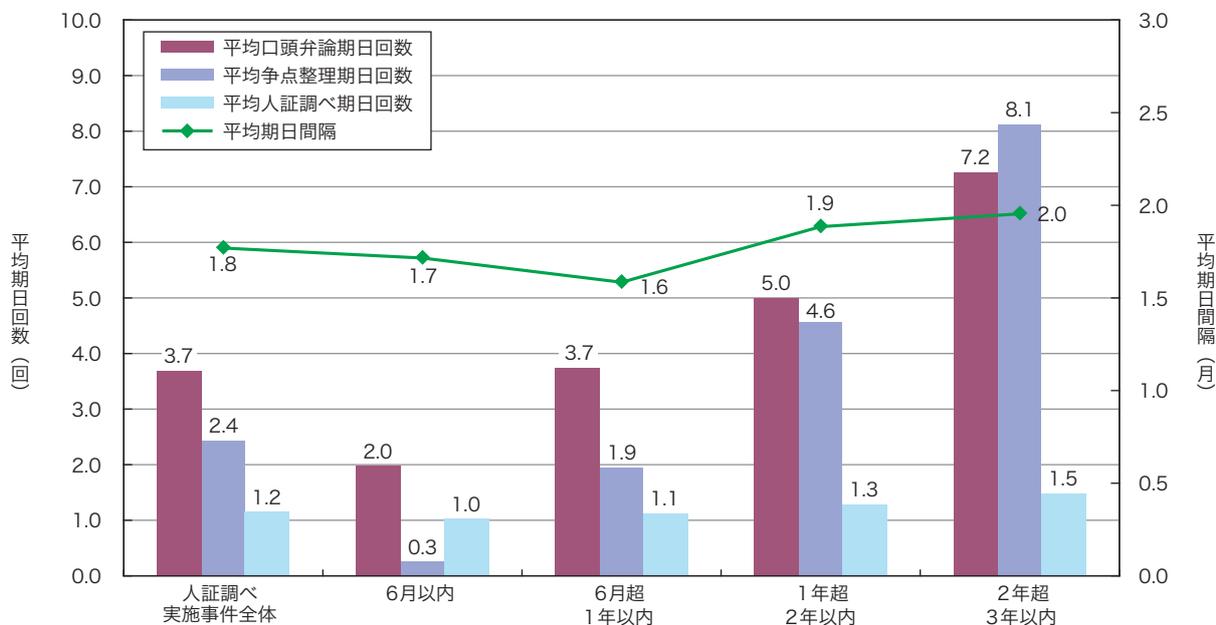
以上によれば、人事訴訟事件においても、民事第一審訴訟事件全体と同様に、人証数の多い事件ほど平均審理期間が長くなること（【図154】参照）の要因としては、人証調べ期日回数の増加より、それ以外の口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数の増加の方がより大きく影響していると考えられる。

*27 事件類型別の平均人証調べ期日回数を見ると、離婚は1.2回、離縁は1.2回、認知は1.0回、親子関係は1.1回、人事のその他は1.2回となっている。

【図157】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔（人事訴訟）



【図158】 人証調べを実施した事件における審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（人事訴訟）



(集中証拠調べの状況)

以上検討したことからは、人事訴訟事件においても、人証調べ期間が審理期間の長期化に及ぼす影響はさほど大きくなく、むしろ集中証拠調べが浸透しているものと思われるので、以下、これに関連するデータを見る。

【表159】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであり、人証調べを実施した人事訴訟事件の86.9% (4410件) が1回の期日で、97.8% (4963件) が2回以内の期日で人証調べを終えている。

【図157】によれば、平均人証調べ期日回数は、人証数1人から4人までの事件で1回以上2回未満、人証数5人から8人までの事件で2回以上3回未満となっており、計算上は1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。また、【図154】によれば、人証数別の平均人証調べ期間は、人証数5人と8人の事件を除いて2月以内となっている。

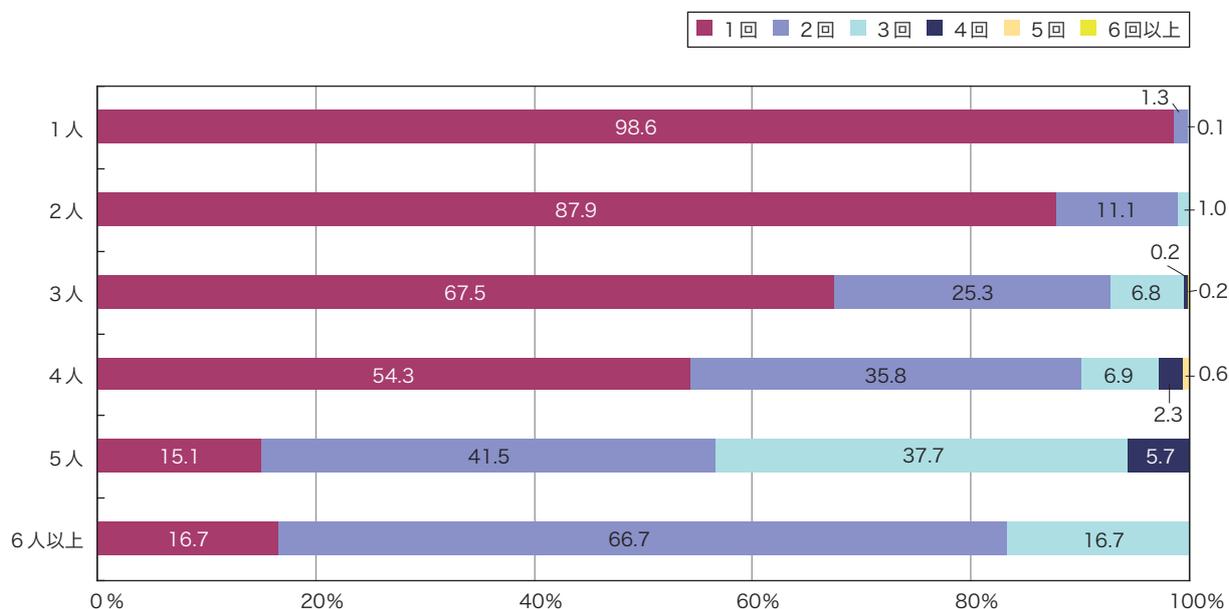
他方、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図160】を見ると、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では98.6%、2人の事件では87.9%、3人の事件では67.5%となっている。また、人証調べを2回以内の期日で終えた事件の割合は、人証数3人の事件では92.8%、4人の事件では90.1%となっている。

以上によれば、人事訴訟において集中証拠調べが浸透しているといえる。

【表159】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合 (人事訴訟)

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	4,410	86.9%
2回	553	10.9%
3回	98	1.9%
4回	9	0.2%
5回	1	0.02%
6回	1	0.02%
7回	0	0%
8回	1	0.02%
9回以上	0	0%
合計	5,073	100.0%

【図160】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況 (人事訴訟)

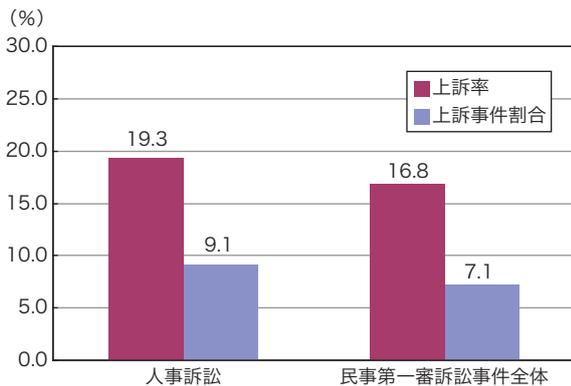


○ 上訴に関する状況

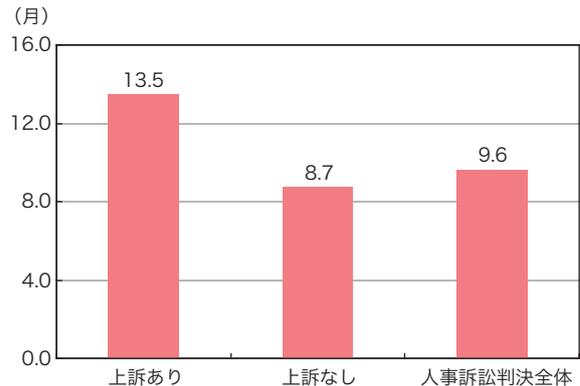
【図161】によれば、人事訴訟事件の上訴率は19.3%、上訴事件割合は9.1%^{*28}である。民事第一審訴訟事件全体と比べてやや高い。これは調停前置主義により、争訟性のそれほど高くはない事件は訴訟提起に至らずに解決しているからではないかと推測される。

【図162】は人事訴訟事件の上訴の有無別の平均審理期間を示したものである。これによれば、上訴がされた事件の平均審理期間（13.5月）は、上訴がされなかった事件の平均審理期間（8.7月）の1.5倍以上となっており、民事第一審訴訟事件全体（【図35】）とほぼ同様の傾向を示している。

【図161】 上訴率及び上訴事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件全体）



【図162】 上訴の有無別の平均審理期間
（人事訴訟）



○ 調査命令に関する状況

婚姻関係事件においては、裁判所は申立てにより子の監護者の指定その他子の監護に関する処分などの附帯処分についての裁判をしなければならない（人事訴訟法32条1項）。また、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をすることとされている（民法819条2項、749条）。これらの裁判をするに当たっては、裁判所は事実の調査をすることができ（人事訴訟法33条1項）、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるとされており（同法34条1項）、この家庭裁判所調査官に対する命令を調査命令という。

調査命令が発令された事件の平均調査期間（調査命令発令日から調査報告書提出日までの期間の平均値）は1.7月である（【表163】）。また、調査命令が発令された人事訴訟の平均審理期間は、発令のない事件の平均審理期間よりも約5月長くなっている（【図164】）。審理期間別の平均調査期間（【図165】）をみると、審理期間が長くなると調査期間も長くなるといった傾向はあるものの、審理期間が2年を超える事件でも平均調査期間は2.0月にとどまっている。一方、調査命令の有無別の平均全期日回数（【図166】）によれば、調査命令が発令された事件の方が、発令のない事件よりも約3回多くなっている。

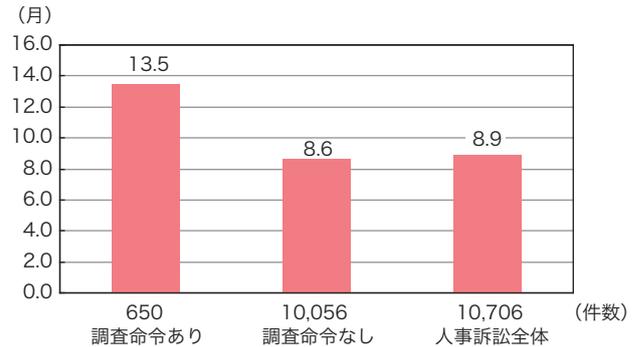
これらによれば、調査命令が発令された事件の平均審理期間が長くなるのは、調査に時間を要するためではなく、調査命令が発令されるような事件は、親権の帰属等を巡る争いが深刻であるなどの理由により、争点整理などに期日を要するからではないかと考えられる。

*28 事件類型別の上訴率（上訴事件割合）を見ると、離婚は21.5%（9.5%）、離縁は17.0%（7.6%）、認知は4.2%（2.8%）、親子関係は3.6%（3.1%）、人事のその他は13.6%（9.3%）となっている。

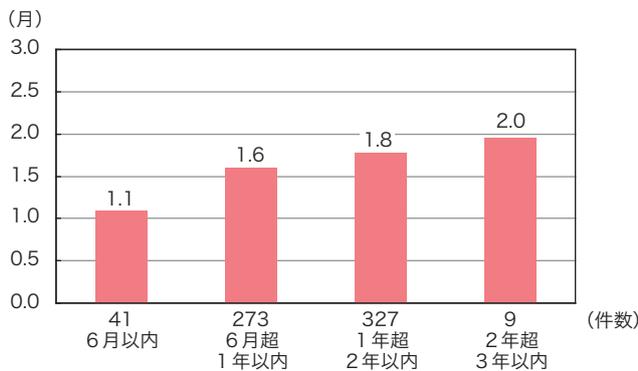
【表163】 平均調査期間（人事訴訟）

平均調査期間（月）	1.7
-----------	-----

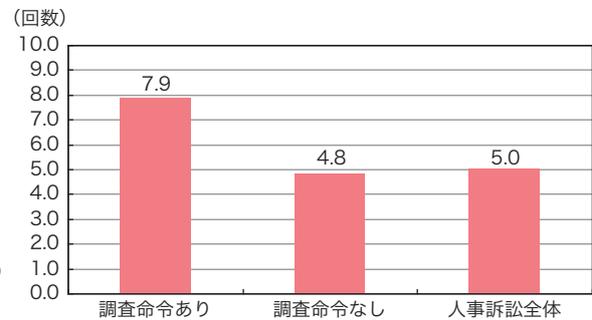
【図164】 調査命令の有無別の平均審理期間（人事訴訟）



【図165】 審理期間別の平均調査期間（人事訴訟）



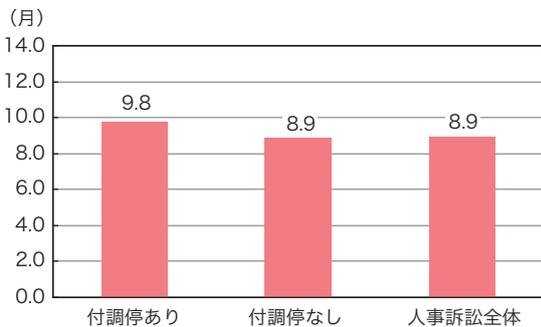
【図166】 調査命令の有無別の平均全期日回数（人事訴訟）



○ 付調停に関する状況

人事訴訟の付調停の有無別の平均審理期間（【図167】）及び付調停事件の調停の結果別の平均審理期間（【図168】）によれば、付調停のない事件に比べて、付調停事件の平均審理期間は0.9月長く、調停に付されたものの不成立で終了した事件の平均審理期間は2.6月長くなっている。なお、【表169】によれば、調停に付された事件は306件（2.9%）とごく少数である。これは、調停前置主義により、多くの事件が既に調停を経由し、改めて調停に付する必要がある事案は少ないからではないかと考えられる。

【図167】 付調停の有無別の平均審理期間（人事訴訟）



【図168】 調停の結果別の平均審理期間（人事訴訟）



【表169】 付調停事件数及び付調停率（人事訴訟）

事件の種類	人事訴訟
既済事件数	10,706
付調停事件数	306
付調停率	2.9%